

平成 25 年第 5 回玉城町議会定例会会議録（第 2 号）

招集年月日 平成 25 年 12 月 13 日（金）

招集の場所 玉城町議会議場

開 議 平成 25 年 12 月 16 日（月）（午前 9 時 00 分）

出席議員

1 番 中西 友子	2 番 北 守	3 番 坪井 信義
4 番 北川 雅紀	5 番 中瀬 信之	6 番 山口 和宏
7 番 奥川 直人	8 番 山本 静一	9 番 前川 隆夫
10 番 川西 元行	11 番 風口 尚	12 番 小林 豊
13 番 小林 一則		(遅刻 9 : 05 出席)

欠席議員 なし

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副町長 中郷 徹	教育長 山口 典郎
総務課長 林 裕紀	会計管理者 前田 浩三	税務住民課長 田畑 良和
生活福祉課長 中村 元紀	上下水道課長 東 博明	産業振興課長 田間 宏紀
建設課長 松田 幸一	教育事務局長 中西 元	病院老健事務局長 田村 優
総務課長補佐 見並 智俊	教育委員長 加藤 禎一	監査委員 中西 正光

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 小林 一雄 同書記 宮本 尚美 同書記 藤井 亮太

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 町政一般に関する質問

質問者	質問内容
奥川 直人 P 2～P15	1. 昨年 12 月行政に対する町長への要望提案について 2. 辻村行政 8 年間の成果について
北 守 P 15～P24	1. 空き家対策について 2. 町長選の出馬について
北川 雅紀 P 25～P40	1. 保育所から小学校へと続く政策の統一性について
中西 友子 P 40～P43	1. 生活保護基準の引き下げについて 2. 介護保険について 3. 明野自衛隊航空学校の飛行訓練について

中瀬 信之 P 43～P 55	1. 食品偽装表示に係る行政の役割について 2. 学力テストの学校別公表の解禁について
坪井 信義 P 55～P 62	1. 病児病後保育の取り組みについて 2. 小中一貫校制の導入について

開会の宣告

○議長（風口 尚）

ただいまの出席議員数は12名で、定足数に達しております。
よって、平成25年第5回玉城町議会定例会第2日目の会議を開会いたします。
12番小林豊議員より遅刻の届け出がありましたので、ご了承ねがいます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
3番 坪井 信義君 4番 北川 雅紀君
の2名を指名いたします。

一般質問

次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。
まず最初に、7番 奥川直人君の質問を許します。
7番 奥川直人君。

《7番 奥川 直人 議員》

○7番（奥川 直人） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま議長のお許しを得ましたので、通告書に基づきまして、質問させていただきます。2点質問がございまして、1点目は、昨年12月に町長に要望提案をさせていただきました。この件についての質問と、もう一点は辻村行政、辻村町長の2期8年の成果について、お聞きをしてみたいと、このように思います。

それでは、まず昨年12月に町長に4つの要望と提案をさせていただきました。このことについての質問させていただきたいと思っております。ちょうど提出してから1年ということでありまして、町長も十分内容をご理解いただいているはずですので、申し訳ないんですが、補足説明を不要としまして、町長の説明のみで結構でございます。

それでは、1番目の4つ要望しました1点目ですが、玉城町の滞納整理機構について、

短期でよいから専門組織の新設をしていただきたいと、結果に対してはつくらないという回答を、以前いただきました。しかし、平成 24 年度の決算の時点で、決算前の時点では、玉城町の滞納総額が 3 億 2,600 万円、1 年間で 2,000 万円ずつ増える結果であります。今年の 9 月の決算では、滞納額、不納欠損総額が 8,340 万円と、これを行ったということでもあります。

私が議員になって 6 年間、不納欠損の総額がこの 6 年間で、なんと玉城町で 1 億 5,600 万円、会計帳簿がその額を捨てたということになります。この町税や利用料を玉城町でもっとも重要な自主財源であり、納税に対する住民の不公平感をなくすことは、協働のまちづくりの基本であり、また徴収義務は行政の皆様方にあります。

今年から本腰を入れていただいて、この収納対策については取り組んでいただいておりますか、結果的に新たな組織はつくらないと回答をいただきました。今後の施策は、これからの 25 年度を含めて、これからの施策を行政幹部の皆さんや会計監査にお任せをしていきたいと、このように思いますが、要は結果を出すということが重要でありまして、この結果については来年といたしますか、平成 25 年度の決算時に、また議会で確認をしたいと思っております。

町長が新しい組織をつくらないとおっしゃいましたが、必ず結果を出すという意味かなど、このように思っていますが町長いかがですか。

○議長（風口 尚） 7 番 奥川直人君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 奥川議員から、まずは以前要望いただきましたことについてのご質問を賜りました。1 番といたしましては、滞納整理の専門部署の新設についてというお尋ねでございますが、これは以前にもお答えを申し上げておりますように、新設をするという考え方はないということは、お答えをさせていただいたわけでございます。

特に、このご質問にもございましたように、やはり自主財源の確保という大変町の行政、財政運営に重要なことでありますから、このことは常に努力をしていくということは大変重要だと認識をしております、特に職員研修、あるいは職員の派遣、あるいは徴収員等の充実ということでも対応をしておるわけであります。

国民の三大義務、納税・勤労・教育と、こういうことで、しかもそれはまず第 1 番に、それぞれの地方税法、特をはじめといたしますところの根拠法に基づきまして、自治体の日常業務として執行していくと、こういうことになっておりますから、その手順にしたがって今後も公平な税の徴収ができますように努力をしまいたい、こんなふうに思っておるわけであります。

以上でございます。

○議長（風口 尚） 7 番 奥川直人君。

○7 番（奥川 直人） 結果を出していただくということをお願いしました。国民の義務、住民の義務かもしれませんが、徴収をしていく、これは責任もあるということですので、

よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、2番目の要望事項です。これは農地・水の取り組みは地域の皆さんのご協力もあり、県内でNo.1の玉城町となっております。玉城町の農地の90%、約1,083haで活動いただいております。国、県、町から活動交付金、玉城町全体で4,000万円、そのうち25%、4分の1ですけれども、町が負担している額が1,000万円ということになります。

そこで、この1,000万円の何%かを、町内の商店などで使用できる地域通貨券という形を実施すれば、町内の商業の活性化、町内で物を買う、いわゆる農業と商業の連携が図れることになるわけであります。玉城町の農地・水活動組織、県内No.1のスケールメリットを活かした、この地域通貨券の事業について、町長も以前お話をさせていただき、「やらなあかん」と申されておりました。確かに課題は多くありますが、先進的な取り組み、チャレンジする気持ちはおありか町長のお考えをお聞きします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 奥川議員から簡潔に質問をいただいて、農地・水の取り組みの経過はご承知のように、特に私の就任間際に農水省のほうからの担当の方が、こういう新しいメニューを考えて、地域の農村農業を守っていきたいんだというお話がございまして、特に議員も自治区のほうでも関わっていただいております、今、三重県トップの取り組みをしていただいておりますと、大変嬉しく思っております。

具体的なこの提案のことにつきまして、現在までそういう各町内の取り組みのグループ、団体に対しての説明会等を申し上げ、その経過がございまして、そのことにつきましては、担当課長のほうから補足をさせたいと思いますが、やはり、この地域通貨等の取り組みはご承知のように、他の地域でも取り組みを進めておるところもありますので、そうした先進地事例は大いに参考にしていきたいと思いますか、こんなふうな認識はしております。以上でございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 今いろいろ各地域でも、こういう活動をやっておるんですが、一般的には各集落単位とかいうことで、集落内で使用できる通貨ということが、今、普及をしておるわけでありまして。

しかしながら、この玉城町においては、先ほど申しましたように、玉城町全体の90%が取り組んでおるということであれば、やはり町として取り組んでいただきたいということでもあります。こういう事例は今ないんで、こういうことで新しい先進的な取り組みにチャレンジをいただきたいという要望を、今、しています。

補足は、たぶん田間課長はよくわかっていますので、担当からということでありましたけれども、先進的なことなので、先ほど申し上げましたように、このことは乗り越えねばならない課題が結構あると思います。

しかしながら、それをやるためにどうするかということで、このことは、これから担

当部署の熱意とか、知恵とか、そして行動力、これが必要だと、このように思っていますので、また、私もそういう取り組みさせていただいていますので、そういう課題を共有しながら前進できるようにしていきたいと思えます。

先ほど町長から色々説明をしたということでもありますけども、現実的にはこの地域通貨というものが、組織の中に十分理解ができてもらってないということなので、その辺の理解をどうしていただくかという説明が、やや補足しているのかなど、私もその場におりましたので、よくわかっていますので、その辺の理解を十分していただくことが、まず先で、それから、こういったいろいろな課題を乗り越えて、これを実現できるように、これも担当部署の方々、または皆さん方で色々ご論議いただきながら進めていただきたい。このように思っています。

続きまして、3番目の要望です。本年、庁舎の耐震工事が終わりましたのですが、その後太陽光パネル設置のお話を聞いております。私は太陽光はもう不要と違うかというお話をしていますので、太陽光パネルの設置は、お聞きしますと、災害時に一定の電力を確保でき、さらに環境に配慮するものであるということで、そういうことをお聞きしましたが、ご存じのように、災害はいつ起こるかわからない。雨降り、夜、問わずどのような非常時でも庁舎の機能は失わない、ちゃんと対応できるかというのが重要であります。

また、今現在は1台の発電機で対応することとなっております。非常時を想定するのなら発電機の増設が望ましく、庁舎への太陽光パネルの設置は不要と申し上げております。これが1点です。もう1点は、町全体の自然エネルギーによる環境への取り組みも重要であり、この6つのKの中の環境ですが、地元企業のパナソニックや京セラなどもパネル生産をしております。企業との連携も地域発展の重要なテーマであります。現在、町内住宅への玉城町の太陽光設置補助は、1基、1セット6万円の支援をしていますが、隣の多気町は、地元企業シャープ限定でありますけども、1キロワット8万円、マックス4キロといいますが、32万円です。玉城町は6万円、そうすると25万円の補助金の差があるという現実であります。

私は多気町が良いとは申しませんが、町長がめざす6つのKの環境と、環境を実現していく協働をめざすのであれば、住宅の補助金制度のご検討をいただきたいと、この2点をお願いをいたしました。26年度、できればそういうことも検討いただきたいと思えますので、この2点について町長にお聞きします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 環境の取り組みというのは、今、世界的にも、あるいは小さな自治体においても、大変重要なことだと認識をしております。特に3年ほど前に県下最大規模でうまく国の制度を活用いたしまして、ほとんど町負担がなく、トータルで200キロワットの町内小学校、中学校への太陽光発電を設置をさせていただいたわけであり

続いて保育所へも設置をさせていただいたという、今の現状でございますが、まず第1点の耐震後の庁舎屋上への太陽光パネルでございますけれども、防衛の補助制度のメニューがあるわけでありまして、いろいろな町の財政負担等、後の維持管理等、そういうものも十分検討をしていかなければならないと考えておりますので、改めてこのことにつきましては、再度検討を要すると認識をしておるわけでありまして、

続きまして、町の一般家庭に対する太陽光発電システムの補助でございますけれども、このことにつきましては、現在6万円ということで補助をさせていただいておりますけれども、多気町さんの例も提示をいただきました。特にシャープさんが立地しておられる町でありますから、当然のことだと思っておりますけれども、やはり玉城町といたしましては、更に他の大企業さんもあるわけでありまして、町としましての総合的な財政負担等も考えながら、あるいは近隣の状況も見ながら、更に国のこうした環境政策も眺めながら、今後の検討とさせていただきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） わかりました。もう12月で予算の来期の編成もしなければならぬということでは期待ができないということでありまして、職員の皆さんと申しますか、幹部の皆さんにも、やっぱり環境政策というのは役場が打ち出しておるわけですね。それと地元企業があると、これは産業振興課ですね、それで、販売・設置の業者もいる。住民もいる。このやっぱり4者がいかに協働して環境づくりをしていくかということ。それと補助金とか色々町の負担があるんですが、要は何をめざすかがまず大事です。

やっぱり三重県でも玉城町が一番いいと、世帯の設置率が一番やとか、何か一つ目標を持って、補助金が出るからやるのだとかいうのではなくて、行政というのは政策ですから、どんな町をつくっていくかということ、皆さん自身がしっかり考えて検討いただいて、方向づけをしていただくようなことが大事かなと思いますし、先ほどいいましたように協働ということも、基本的な皆さんの活動のベースですから、そういうことと結果、政策につながる。そういった政策を講じていただきたいと、このように思いますし、ご検討いただきたいと思います。

次に、4点目、下外城田保育所に農業体験施設、農業振興コミュニティー空間の設置について要望を、以前させていただきました。下外城田保育所というのは、公園通りなどの多くの団地ができたわけでありまして、玉城町の重要な産業である農業を知らない、体験できない児童が、あの保育所全体の6割以上を占めているということで、2年前にそういった農業体験ができるエリア、空間と児童・保護者への地域農業における収穫の喜びとか、また自然の大切さなどを地域で理解をしてもらえる、地域で理解を深めるエリアを提供してはどうかということでありまして、このことについて現在の町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） このことは2年前と申しますか、昨年の議会の中でも議員からも

お話をいただいたことでもあります。特に現在の状況は、地権者の方、そして地域の皆さん方に大変ご協力をいただいて、更に農業委員会での所用の手続きを経て、現在、縦覧を始めておると、こういうところがございます。

やはり、前段の質問でもございましたけれども、農業立町である玉城町が将来にわたって、このすばらしい農村景観、農地を守っていくということの中では、やはり次の世代の子どもたちが農業に親しんでいただくような機会、体験をしていただくような機会、これは大変重要だと認識をしております。

そして、農地・水のありがたい取り組みが広がっておるということでもありますから、今回のこうした下外城田保育所に隣接をする拡張につきましては、農業体験施設ができることは本当で喜ばしいことではないかと思っております。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） よろしくお願ひしたいと思います。児童は、この件は児童の皆さんはもとより地域住民とか、老人会、そして保護者の皆さん、子供会、そして先ほど町長おっしゃられた農地・水への取り組み団体の協働です、これも。地域として協働していくコミュニティー空間に育てていただきたいと思いますと期待を申し上げます。これで1番目野質問は終わります、2番目に入ります。

辻村町長の8年間の成果についてお聞きをしてみたいと思います。辻村町長、2期8年間のうち私も6年間、議員の立場で玉城町行政を見させてまいりました。この玉城町は本質的に皆で、要は役場も住民も皆が協力して築き上げてきた良い町であると、まず申し上げておきたいと思います。

そして、この6年間の議員生活で感じますことは、もっともっと良くなる。その可能性を秘めた町であると言えるわけであります。私も議員として、また町民の一人として微力ながらまちづくりに向け支援をさせていただき、町の様子や住民の皆さんの声を聞き、ご存じのように行政の皆さんに、今日このように提案や意見を申し上げてまいったわけでありますので、振りかえれば色々申し上げていますが、例えば先ほど申し上げました町長の4つの提案もそうですが、サニーロードを生かした3町連携、産業振興、それと教育課題、税や料の滞納問題、最も重要な第5次総合計画や財政改革の必要性、自主防災のあり方、土地利用構想や有田地区の農振問題、稲作生産調整などの問題などなど、私も6年間振りかえると玉城町については、お陰様で多くの勉強の機会をいただき、この一般質問の場で皆さんと意見を交わさせていただいてまいりました。

そして、提案の幾つかを取り上げていただき、前進したテーマもあるわけですが、やっぱり我が町はまだまだやらなければならない多くの課題を持った町だといえるわけであります。それは、行政機能として最も重要な基本の部分、町の足元を固める政策が重要といえるわけですが、1つは財源確保、それと効率的な活用、住民へのまちづくりへのビジョン、そして課題をいかに共有するか。3つ目が、住民の安全確保、4つ目が、いろんな形でやっております活動の持続性です。5番目がアイデアの

発揮、この5つがやはり玉城町行政にとって大事なことだし、まだまだ不十分な部分があると、このように言えるわけであります。

この5つを田丸城でいえば石垣のごとくです。まちづくりの基礎と言えます。住民の目を引く施策で、ハード事業も必要ですけれども、基本部分につながることや、辻村町長ならではの話が、今からお聞きする中であればと期待をしておるわけであります。また、将来の一つの節目となる町長選挙があり、どうされるかと。これはお聞きしませんが、今回の一般質問の辻村町長の8年間の成果は、辻村町長にとっても、また住民の皆さんにとってもいい機会になると、こう思っております。

それでは、2期8年間のビジョン、夢実現に取り組まれた成果について、お聞きをしていきます。またその後、質問があればこちらから質問させていただくというふうにしたいと思います。それでは、通告書でも申していますように、辻村町長が8年前就任当初、この町をどうしようと思っておられたのかというテーマがあると思うんですが、これを3点お聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 早いもので就任をさせていただきましたから、年があけて8年が経過するということがありますけれども、議会はじめ町民の皆さん方に格別のご支援をいただいて、今日に至らせていただいて、今日を向かえておるということでございます。振り返っての質問でございますけれども、やはり奥川議員のお話にもございましたように、現在そうでありますように、大変全国各地から注目の町として発展を遂げさせていただいております、この玉城町はやはり先人の皆さん方の町を愛する気持ちがあつてのことです。

特に学問に力を入れてきた町、そして、町民の皆さん方が大変勤勉によく働く方々、町民性、こういうことでございます。やはり、私はまず当初掲げさせていただきましたのが、やはり町政を進めていく中で、何が一番大事かということで、隣同士なかよくする隣人愛、あるいは郷土愛、自然愛、この三つの愛をテーマにいたしまして、更に暮らし満足度No.1のまちづくりを進めたいということを掲げさせていただいて、ご支持をいただいたわけでした。

特に重点三つということのお話もございますけれども、やはりそんな中でそれぞれ今も町の第5次総合計画に掲げていただいておりますけれども、誰もが安心して元気に暮らせる町ふるさと玉城と、こういう中での将来像のテーマもありますけれども、町民の皆さん方がともに支え合う、そして安心安全なまちづくり、これを進めたいということ。更に、将来この町を担う若い方々が、先人の皆さん方が築いていただいて来られた、この町を愛する、故郷を誇りに思って、そして、更に住む人が住み続けられるまちづくり、そして、3番目には、この素晴らしいお城を中心にいたしまして、田園、自然環境が残っている、この自然と共生して、そして、大企業さんが立地をさせていただいておりますから、企業さんとの連携の中で持続的に発展できるまちづくり、これをめざしたいと。

そして、加えて町民の皆さん方との協働、あるいは財源の確保と、こういうふうなことについても努力をしていきたいということで取り組みをさせていただいてきたわけがありますけれども、なかなかいろんな町を取り巻く環境も大きく変化をしてきておりますから、まだまだ全て完結にいたっておりませんけれども、そういったテーマを掲げて、町民の皆さん方のご支援、ご支持をいただいて、そして、更にやがて4年前になりますけれども、2期目も就任をさせていただいて今日を向かえておると、こういう状況でございます。以上でございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） たくさん言っていました。求めるものは大きかったというのが、就任当初ですね。

それでは、2番目の8年間で完結した、成し終えたテーマがあればお聞きをしたい。そして、その際、こんな成果があったんだということもお聞きをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 完結したテーマというのは、これは私の力ではございませんし、議会はじめ町民の皆さん方からの温かいご理解、ご支援のお蔭でございます、一つひとつ取り組みもいま現在、進行中でございますけれども、やはり特に県下トップを争って取り組んでおるわけではありませんけれども、結果といたしまして、先ほどの農地・水の取り組みが三重県1と、そして、全国各地、海外からも玉城町のデマンドバスの活用についての視察も、おそらくは受入件数といたしましては、No.1。

そして、そういったいろんな評価があって、ふるさと応援寄付につきましては、いま東海地方でのNo.1、こういうことにつながっておるわけでありまして、具体的に申し上げますと、やはり農地・水の取り組みが、今年で約7年を向かえるわけでありまして、スタートの時点ではなかなか一気に、町全域には普及はいたしませんけれども、先般も富岡地区の代表の方が、東海地域での農地・水の取り組みの代表者の方々の研修会の中に、その先進地事例として発表していただいたという素晴らしい活動が生まれてきておることもあるわけでありまして、そして、やはり先ほどの奥川議員の質問にもございましたけれども、公共施設が非常に三重県下あるいは南勢地域の中でも、大変素晴らしい環境整備を、力を入れていただいておりますけれども、やはり長年の年月の経過とともに補修をしなければならない。あるいは、今の地球環境温暖化の中で、対応しなければならない。具体的に各保育所のリフォーム改修、そしてもう一つは町内小中学校への冷暖房設備。そして、現在も5校のうち2校だけは、まだこれからでありますけれども、各体育館への空調設備と。こういうことの整備を進めさせていただくことができているわけでありまして、

更に、町道の維持補修もやはり日4,000人の方が玉城町に昼間人口として流入の町でありますから、大変交通量が頻繁で傷んでおるといふ部分の維持補修ということ、あるいは災害対応に取り組んでいくための外城田川を中心にいたしましたところの浚渫、そ

うしたことについて一つひとつ議会でのお認めをいただいて進めさせていただいておるとというのが現在の状況でございます。いろんなまだご承知のような松阪鳥羽線から進入をいたしますところの中楽朝久田線の約 40 年にわたっての課題の幹線道路につきましては、サニーロードまで至っておらないということがありますから、これにつきましても何とか早い時期に到達できるように取り組みを進めていかなければならない。その他大きな幹線道路の計画等もやはり町の将来のために整備をしていくということも、これからの道路計画の中で検討していく必要があるのではないかと、いろいろ町の将来の発展のためには課題があると思っておりますし、また、そうしたことを対応していくことで、無駄にならない玉城町ではないかと、こんなふうに関心を持っていただいておりますので、今、ご質問の中でも申し上げておりますけれども、現在進行中で更にいろいろな取り組みを進めさせていただかなければならないと考えております。

○議長（風口 尚） 7 番 奥川直人君。

○7 番（奥川 直人） 細かいというたら失礼ですけども、玉城町をどうしていくかという一つの柱が要るんです。住民の人は、これを多分私たちは期待をしていますし、多分行政の職員の皆さんも、どっち向いて何を走っておるのだということが、しっかり明確になってないような気がします。また、これ後ほど言いますけども、先ほど空調の話もあった、町道整備、それで外城田川の改修、いろいろこんな当然予算もあるのだから使っていないかんし、何に力点を置いてやっておるのだとなると、焦点が絞れていないと、こういう受け止め方をされる方もみえるということでもあります。

いろいろ聞きましたけども、要は完結はできてないということなので、これは確かに行政も人を対応したり、地域、国の政治などで生き物でありますから、なかなか完結するということは非常に難しいと思っておりますけれども、今後、完結できなかったけれども、これから残された大きなテーマをお持ちだと思うので、これをやってかないかんというテーマがあれば、そこをもう一度確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 町の方向、どういう玉城町としてまちづくりをしていくのかということ、やはり議会でその決定をしていただきました、認めていただきました、平成 23 年に策定をいただいた第 5 次玉城町総合計画があります。それに基づいてまちづくりをしていこうというふうな基本でありますから、その将来像のテーマは、誰もが安心して元気に暮らせる町ふるさと玉城ということでもあります。それを具体的に更にもう少し掘り下げていきますと、やはり 3 つの柱があるわけがございます。これは安心できる町、そして元気に暮らせる町、そしてふるさと玉城と、こういう三つの柱があるんです。

それは、議員の皆さん方もご承認賜りましたから、十分ご承知でありますし、たえず町民の皆さん方にもこのことをお話させていただいておる。具体的に更に申し上げると、これを総合的に進めていく、そして玉城町が更に持続して発展していかなければな

らないと思っておるわけでありまして、安心できる町はまさに防災あるいは医療、福祉の安心、そういうことに力を入れていかなければならない。あるいは働く場所や住まいということも、そうでありますし、そして元気に暮らせる町は、更に町の産業振興、農業を中心にしながら地域の経済ともバランスをとった、そうした活力のあるまちづくり、それが2本目の柱。

もう一つの柱はやはり故郷に、次の世代が誇りを持って暮らしていく。そうした素晴らしい玉城町の歴史や文化、田園環境を守っていくと、これを総合的にこれからのまちづくりの中で進めていくことによって、更に住みよい玉城町になっていくと、こういうことをご確認をいただいて、これからも平成23年の策定でありますから、これは前期として平成27年まで、構想でありますと平成32年まで、こういうところでまちづくりをしていくんだということの確認の中で、町政を進めていくことが重要だと認識しております。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 総合計画の話もありました。私は辻村町長さんがどんな政策を、どうしようということをお聞きしています。先ほど口でいろいろしゃべられましたが、それがどんな今、政策でどんな動きをしておるんだと、考え方はわかると。しかしながら、それが今の活動の中に、どれがどれなんだと、それで将来どうなっていくんだと、いつまで。いつまでこうしていくんだという、僕はそういうものが本来は町長からこうやって、やっておるんやけど、こうしたいんだというものが、本当はほしかったと思います。

総合計画の話が出ました。オンデマンドバスも出てくるのかな、総合計画も出てくるのかなと、私もいろいろ事前に考えさせていただきました。両方とも出ておるわけですが、オンデマンドバスですけれども、これは町長、私、町長いいとおっしゃっておるんですが、利用者って何人おるのかなと、ちょっとこの間、調査をさせてもらいました。利用者は1日あたり73人です。あれだけ車が走っておって、利用者。

そうすると、お年寄りの人は行って帰ってくると、1回、行き帰りも入れて73人ですから、73回、73名ということになります。そうすると行きも1人、帰りも1人ですから、1人の人が行って帰ってきたら、半分の36.5名になる。24年度実績。あれだけ走っておって36人しか利用してないと。かかる経費は幾らだと、あれ運用しとるのに2,000万かかっておるんです、全部で。システムから何からして2,000万、2,000万円を1日36名の方で割り振ると、1日片道756円、あそこから病院まで756円、町が払っておるんです。行って帰ってくると1,500円、こういう計算になるんです。

ということは単純に計算して、僕はあのバスは駄目だとは言っていないんです。あれは必要なんです。お年寄りのいろんな生きがいやら、そのつながりをもつ、外を見ていただく、大事なんですが、一人あたり往復を入れると1,513円かかっておると、それで36名の人ですね。往復で入れると73名になるんですけれども。こういうことをしっかり検

証して、やっぱりいいんだと、これにはこういう課題が残っているというものを、本当に現場の現実の目で見ていただきたいと思います。そういうところ辺をどうしていくのかというのが、大きな課題だと。もっと効率でいいものがないのかとか。

それと言って悪いですが、スマホ、スマホってやってますやんか、ICTの、あれ何に使っていただいていますか。これは150台あって27台、150台、どこやったっけ、総務省の許可をもらって、150台を入れたと。しかし現状使っておるのは27台やと、それが本当に、このオンデマンドバスに活用されておるかという、それはまた疑問です。もっともっと少ない可能性があるということで、見た目はいいんです。だから花火なんです、玉城は。それが本物になっていくというところの深みが、私はほしいと、これが町長の大事な仕事ですよ、町長としては。

続きまして、総合計画。総合計画って、住民の皆さんにどれだけ浸透しておるんですか。これは一遍、町長の感想をお聞きしたいと思います。総合計画に対する住民の理解度、これどれぐらいあると思いますか、町長。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 総合計画はそれぞれやはり玉城町の町を次にこうしていくんだということは、いろんな機会にケーブルをはじめ、あるいは町広報はじめ、いろんな経過、機会に周知をしておるということでもありますけれども、個々の町民の皆さん方までの理解度がどこまでなのかということ、これは調査した機会がありませんから、はっきり申し上げるわけにはいきませんが、やはりある祭の中で、防災の備えについて、それぞれ参加者の方から問い合わせ調査をさせていただきましたけれども、そんなことのデータの中でもなかなか疑問に感じておりますのが、例えば何度も申し上げておりましたが、自分で自分の命を守るための家具の備えとか、固定とか、あるいはまた自分のご自身の地域の避難場所をご存じかどうかということの問い合わせも、全ての方がなかなかご存じないという、そういう状況もありまして、これはどういうふうなことで、更に徹底して、例えば今申し上げております防災につきましても、あるいはまた町のまちづくりにつきましても、できるだけいろんな機会、工夫をしながら、理解をしていただくように努めていかなければならんと、こんなふうに今思っておる次第でございます。

なかなか全てそれぞれいろいろな事情、あるいは職種もそれぞれありますから、特に町のいろんな活動に関わっておられる皆さん方ですと、いろんなことで関心を寄せていただいて、そして、ご理解をいただいております方も非常に多いのではないかと考えています。そんな感じでもありますし、また三重県知事との一対一あたりのテーマの中でも、町の現在の課題について、テーマを持ってお話をしておりまして、そんな中にもご出席をいただいて、ご理解をいただいております方もありますし、私も昨年になりましたけれども、2年にわたってであります、町内各全地区を回らせていただいて、町のまちづくりのテーマはこうなんだと。そして、是非地域の皆さんにも協力してほしいという話し合いを重ねてきたわけでありまして、こういったことはなかなか一朝一夕には進まないわけ

であります。

先ほど申し上げましたように、農地・水でも7年、スタートのところは早かったですけれども、ここまで至っておるのに7年もかかるということでもありますから、なかなか一つひとつ一朝一夕に進みませんが、粘り強くいろんな施策を進めていく、そして、いろんな町の取り組みをご理解いただく。また、議員さん方もそれぞれの地域の中でも、是非そうしたことの説明等もできて、お力添えを賜われればありがたいと、こんなふうに思っています。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 先ほど町長は、総合計画ももう3年経ったと、3年経ったのに皆に周知できておるかかわからんと。3年経っても皆に周知できておるかかわからん。要はこの玉城町の行政は、先ほど田丸城の石垣はやっぱり住民です。住民がこの町をこの城を支えておるわけです。その城にそういった、こういうふうにするということを伝えきれてない、チェックもしていない、わからない、でも私はやっています。これでは、この総合計画が実現するとは、私は思いません。だって、私は職員の方も知っておるのかと、僕のほうがよく知っておるかかわからん、総合計画については。

そういう現状では、先ほどこれから総合計画で十分やってかなあかんということ自体も、もっと原点に戻って、住民に知っていただいて、地域担当制もあるし、勉強会を地域で開くと。それで町長に、各集落を回ってきたといいますけど、これができてないというんやったら、毎週でも回ったらよろしいやん、忙しい中でも。手段はあるんです。これが大事だと、住民の皆さんにもう一度理解してもらって、もう一遍この総合計画の実現に向けて立ち上げやないかんと、遅れているというんであれば、そういう施策だったとれるんです。知らんで済んでいくような総合計画やったら、本当に先ほど言われて、これはやってかないかんのだという熱意は、何も伝わらないと、このように思います。

それで、総合計画で玉城町の説明会がありました。平成22年10月16日と17日、この一般質問の時にも言ったんです。住民に説明会やると。その時に来られたのが、たった2日間で19名、私一人行っておったんですよ、これ。19名しか集めてくる力がないと、求心力が、それで後フォローもしてない。言ったはずだ、わかっている。こういうことでは本当にちょっと心配になるんで、この辺、私が言わせていただいております。これは当然、私も協働・協働といままでやっていますから、協働に対してこうしてほしいんだというお願い事項なんですけれども、もう一度、手綱を絞め直して、1から進めてもらったほうがいいのかなと思います。

玉城町の協働のまちづくりというのは、これは町長が当初からこれは言われておられて、平成19年の新年の挨拶の中でも、協働のまちづくりということをおっしゃっていますので、是非このことについては、町長はじめ職員の皆さんも基本は協働やということベースに取り組んでいただければありがたい。

そして、先ほど町長申されたみたいに、これから玉城町の10年間、10年間は協働で

いくんだとうたわれているわけですから、本当に協働がスタートできているのかどうかということですね。そして、もう一点町長が言われました防災ですね。これも本当に大事なんです。これも協働がなくてはできないと。自分の身は自分で守りましょう。これは当たり前なんですけども、皆さん方、東日本大震災も町長も視察に行かれた、みんな視察に行かれて悲惨な状況を見た。玉城町では死亡者0だと、災害者0だというぐらいのポリシーでやると言うたならば、町長やることいっぱいあるんですよ、それ。

やることは自治区で、阪神淡路も見に行っていましたね、皆さん。それも聞いた。圧死が80%から90%だと、それで3分以内、30分以内に救出せな死んでしまう。この圧死なんて玉城町は多いですよ、これ。そういう施策をどうして講じないんだと、年寄りも多い、健康づくりだと言っとるけどね、タンスや物が倒れてきて死ぬ確立が非常に高い。これは町長らは視察にも何度も行かれて、経験豊富なんです。そういったことを何故普及できないのかと。これを普及する義務があるんです。区長さんたちも行ってもらった。それは行かしたのは行政ですから、そのフォローをどうしていくということもありますので、その辺のこれは幹部の皆さんそうです、全てです。皆さん方がその一つの町民の命を守るために、どうするかということは、皆さん方全員の問題です。

それは課長会とかいろんな部・課長会とかあるかわかりませんが、そういう中でしっかり論議をしていただいて、いい方向へ玉城町を導いていただきたいと、このように思っています。いろいろ申し上げましたんですが、住民の皆さんもそして私たちも町長も責任を持って、今日、答弁をしたり、質問に答えていただいたと思います。是非いろいろ課題はありますけども、先ほど申しましたように、皆さん方が幹部の皆さん方が、この行政をどうしていくか。これは一人一人の課長さん、自分の部署もあるけれども、玉城町全体のことを皆が考えていく。それで垣根を乗り越えて、いろんな中でそういった論議を進めていただけるような体制づくりを是非お願いをしたいと思います。

町長、最後に何か、なければこれで終わりますけども。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 何もやっておらんという内容のような発言でありましたけれども、やはり議員として毎年行政評価表なんかも、チェックもしてくれておるわけですから、そんな中で十分わかっていただいておりますし、何もやっておらん、そしていろんな取り組みもないという町だったら、こんなに人口は増えてこないと思います。やはり他の町からの方も、直接、私のほうにも玉城町へ来て良かったと。何が良かったんやと、保育所や小学校で勉強できて良かった。もっと早く来たらもっと良かったやと、こんな率直なお話も度々聞かせていただきますし、企業のオーナーの方からも、そういうお話も直接聞かせいただいております。そういうことで、やはりいろんな取り組みはなかなか現実には一朝一夕には進みません。いかに健康づくりにしても、自分のこととして、防災にしても自分のこととして、意識をして取り組んでいただく、つまり自助、共助です。これは大事です。行政は頼りにならんということでもありますから。

ですから、そのためにどうするのか。そのためにやはり現地を見ていただいて、それぞれが感じてもらわなければいかんということで、今年で3回目になりましたけれども、人と未来防災センターや野島断層へも行っていただいた、県にも付いて行っていただいた、そんな結果として、これではいかんなど。アンケートをその後とりましたら、やはり自分たちがやらなあかん。その動きが生まれてきておると、こういうことなんです。

健康づくりもやはり健康寿命を延伸のまちづくりを進めたい。そんな中で、大変な受診率が上がって、三重大の学長さんも玉城マジックと違うかと。こういうふうなことも、私にも直接お聞かせをいただいております。そういう一つひとつの取り組み、認知症サポーターの皆さん方の大変熱心な取り組みや、いろんな自分たちが高齢者の人たちの歩こう会の取り組みや、そういうふうな大変熱心な取り組みが生まれてきておりますから、そういうまさに協働のまちづくり、これは粘り強くやっぱり取り組んでいく必要があると、こんなふうに思っています。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 町長のお話をいただきました。町長も極端ですね。私はやってないと言ってないんで、やってない、やってない、人を批判するようなことを言っただけは、事が始まらない。いつも私は議会と行政、そして住民、これは三つで結ばれていると。協働でしていると。何を言っただけなのや、お前。そんなのやっただけやねえか、やってないやっただけ言うなど。やっていると言っておるんですけども、やり足らん部分がある、こういうところは抜けている。こういうことは素直な心で、やっぱり学んでいくということであれば、おうそういうところもあるわのうと、わかった、わかったと。だからそういうところをやっぱり俺も力入れてかなあかんわということでありまして、私は町長の批判はしてませんが、できてないことははっきり言うということでもあります。そういう意味で今後とも、皆さん方とともにいい町をつくっていきたくて、このように思います。時間がきましたんで、これで一般質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（風口 尚） 以上で、7番 奥川直人君の質問は終わりました。

一般質問の途中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(午前10時00分 休憩)

(午前10時10分 再開)

○議長（風口 尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、2番 北守君の質問を許します。

2番 北守君。

《2番 北 守 議員》

○2番（北 守） 議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせて

いただきます。

今回の質問は、玉城町における空き家対策についてでございます。この中で、後段のほうで町長の出馬はどうされるのかということもお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

空き家対策につきましては、以前からも他の議員さんからも一般質問されており、本当に聞いておって共感を得ておったわけでございますが、今回は少し視点を変えて質問をさせていただきたいと思います。2008年の調査で住宅全体が5,759万戸に対し、空き家が約13.1%の757万戸となっている現状が総務省から5年前に発表されております。その後、5年を経過した今はおそらく年々増加しておるんやないかと推測されておるわけでございます。いま国においても議員立法で仮称ですけども、空き家対策特別措置法案、案を提示する動きがございます。地方においては埼玉県所沢市が、2010年7月に全国ではじめて空き家条例を制定したんでございます。いま現在は2012年現在は73自治体がしておると。この12月ですけども鳥羽市でも空き家対策について実施した結果はどうであったかという質問やら、南伊勢町では空き校舎をどう利用していくのかと、こういう質問もしておりましたので、今回、玉城町においても空き家対策をさせていただくことになりました。

玉城町は城下町として町並みの保存について力を入れていただいている歴史のある自治体であります。それだけに空き家対策をしていく必要があるかと思うんです。私は空き家条例を制定して、管理不善な状態を予防し、または改善を図り生活環境の保全と防犯のまちづくりを推進することや、空き家をうまく利用してまちづくりを行っていく必要があると思います。

そこで町長にお伺いするわけですけども、空き家対策について、町長はどのように考えておられるのか。またどのように進めていこうと考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（風口 尚） 2番 北守君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 北議員から空き家対策についてのご質問を賜りました。議員おっしゃるとおり年々全国的にも増加の傾向にあるわけでありまして、更に少子高齢化が進んでいきますと、空き家が増加をしていくのではないかと考えております。

このことで、やはり老朽化が進んだりすることによりますところの付近への倒壊によるところの危険、あるいは治安の悪化、更に環境に悪影響を及ぼすということになるわけでありまして、地域のご質問にもいただきましたように、玉城町の城下町としての景観にも大きく影響していくというふうに考えておるわけでございます。そういった観点から、やはりいま国のほうでも、そういう動きがあるようでありまして、また先般、全国町村長会といたしましても、国に対して空き家対策を推進してほしいと、こういう要望書を提出をしておるわけでございます。特に今、質問にもございましたように、一部

条例の制定をされておる自治体もあるわけでありましてけれども、やはりいろんな制約が非常に多くて、そういうような中でももっと国が積極的に、効果的に対策を講じていただく必要があることを要望しておるわけでございます。繰り返しの安全性の確保、あるいは住環境を良くしていくという観点からも、きちっとした法整備をお願いしたい。そして、併せ財政措置を明確にしてほしいと、こういう要望をしておるわけでありまして、このことは1省庁だけではなくて、政府全体として一元的に取組体制も強化をしてほしいと、こういう要望書を国に対して先般、お願いをしたわけでございます。

そんなことで、町としてもこのことはやはり人口は現在増加の町でありますけれども、現状は集落なり、あるいは旧田丸地内というところでは、そういった実態も見受けられますので、このことは検討課題としてさせていただきたいと思っています。以上でございます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 首長会議等でも出ておるということで、大変町長との認識が一致しておるように思います。さて、細かい話になりますけれども、空き家とは一体どんな解釈をされておるのか、その点をお聞きします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 空き家の定義でございますけれども、やはり居住者の方がみえないということが、まず第1点でございます。それともう一つは、長年放置されておること、そういうことであります。ですから、申し上げておりますように、防犯あるいは防災、景観の観点からその対策を講じなければならぬというものを、これを空き家だと認識をしております。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 町長のおっしゃったとおりだと思うんですけども、辞典を引くと単に空き家とは人が住んでいない家・屋敷のことをいいますと、たった一言です。そやけど、空き家の定義になっては、住宅や非住宅も含めての話ですけども、この対策となると大変重要な意義を持っておるということで、認識を共有したと思います。

さて、町として最近、空き家の状況について自治区を通じて、把握されたと聞いておるわけなんですけども、その状況について、また町内の傾向とか動向とか、そういうものがわかればお聞きしたいと思っています。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 自治区さまに宛てて回答していただいた結果を報告させていただきます。まず回答ですが、51の自治区から回答がありました。約75%でございます。空き家の軒数につきましては、97軒となっております。この中で比率を申し上げますと、田丸地区が約半数の48%を占めていました。

それから、外城田地区が35%、あと有田が12%、下外城田5%という格好で割合が出ています。この空き家の中の状況でございますが、直ぐに居住できる状況という回答を

いただいたのが 41 軒、これ約 42%になります。あと倒壊の危険がある、また防災上危険であるというご報告いただいたのが 13 軒、合わせて約 13%です。あと草木・ごみ等が散乱し景観・環境上、問題があるご報告いただいたのが 10 軒。あとは施錠しておらず防災上、危険であるが 2 軒。その他を含めて 97 という報告になっております。以上でございます。

○議長（風口 尚） 2 番 北守君。

○2 番（北 守） 97 軒ということで、玉城町全体の家屋からいきますと、どのぐらいのパーセンテージになるのか、あとでまたお伺いしますけども、1 万棟ぐらいはおそらく建っておられるのではないかと思います。

田丸地区が約 48%ということで、特に多かったのではないかとこの報告を受けました。これからも状況を把握して、これを基にしてやっぱりデータ化していただきたいと思っております。

空き家対策は一定のルールをつくり整備を進めるのが良いかと思っておるわけですが、決論的には条例をつくり、それに基づき整理されていくのが一番効果的ではないかと思っております。

ところで町長も、組長会等で問題がいろいろと法整備等、整備する必要があるのだと、国のほうでもしてもらわないかんのやという、そういう要望も出していただいたということですけども、ここで日本国憲法の 29 条との関わりが出てくるんですけども、29 条の解釈はどのように考えておられるのかお聞きします。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 憲法 29 条は、個人の財産についての制約をしておるわけですけども、公共の福祉に適合するように、それが利用できるということになっておりますけども、この家屋、空き家につきましては、この憲法 29 条との関係ということでよろしいですね。よろしいですか。これにつきましては、やはり担当課長といたしましては、個人の財産になりますので、個人の財産に行政が手をかけるということになりますので、慎重にやっつかないかんのじゃないか、このような認識を持っています。

また、我々は行政機関でございますから、そういう行政の執行に関しては、例えば相続とか、共有とか、そういう問題で権利があれば、それはやっぱり弁護士とかいうのにお願ひしますし、また登記関係であれば司法書士さん、後は、または行政書士さんと、こういう形でお力を借りてする場面が多いですので、当面この方向で進めていきたいと、このように考えております。

○議長（風口 尚） 2 番 北守君。

○2 番（北 守） 総務課長のほうで答弁いただいたように、29 条には財産権を侵してはならないと、こういう規定と、もう一つ第 2 項には、私有の財産であっても、正当な補償のもとに、これを公共のために用いることができると、こういう条文もございますので、これらやっぱり一番難しい、何ともクリアーしていかないかん問題ですけども、

いわゆる財産を侵してはならないということと、公共性を優先すべきかどうか、この憲法上の問題をクリアーしていただきたいと思います。いろいろと難しい点がありますが、町の景観保全とか防災上の観点からも、この空き家条例の制定を考えていくお気持ちがあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

例えば空き家条例には、適正管理として空き家等の所有者の責務、町の責務等を決めるとか。それから、実態調査を定期的に行うとか、所有者に対して命令とか公表する権限を行使することを明記するとか。それから、また防災とか環境の観点から、消防とか警察の連携とか、そういうものをうたっていただいた、そういう条例を制定されるお考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 直ぐに制定ということではなくて、一度研究をさせていただいたらどうかと思っています。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 条例が直ぐというか、研究していただいたらいいんじゃないかと思えますけども、これは先ほども今、町長おっしゃたように研究するというので、今後、町長が判断していただいたら良いことだと思います。

2040年、前にも一般質問でさせていただいたんですけど、2040年には統計上の推計ですけども、玉城町の高齢化率が約40%となり、2.5人の就労者、いわゆる若者就労者が1人のお年寄りを支えていかなければならないという時代が、必ずやってくるということでございます。となりますと、空き家は人それぞれに理由が、なる理由は相続、死亡によって相続を放棄しているとか、いろんな理由があるのではないかと思いますけど、この住宅をうまく利用していく方法、いま97軒としてお聞かせ願ったんですけど、私なりの考えを持って、お聞かせ願うわけですが、具体的には借家として再利用できないかなということで、次、以下は質問を変えさせていただくわけです。

今の調査の結果、41軒ほどは使用ができると。後の半分は、もう壊したほうがいいのか、ちょっと危険やなという、そういうご判断であったように思います。例えば、小豆島町の空き家対策、いわゆる過疎化が進んでおるということが前提条件ですけども、NHKテレビで紹介しておりましたが、昭和22年当時は人口が約3万3,000人いたと。現在は1万5,400人だと、玉城町の人口とほぼ匹敵する、減少してしまった過疎化が進んでいる町でございます。人口減少の歯止め策として、空き家バンクを設立し、大阪圏をはじめとして移住希望者を募り、それに登録して空き家住宅を斡旋するという方法で、有効利用している町として、この間紹介がありました。このように空き家を借家として社会に還元し有効利用するという考え方もありますが、こればどういうふうに思われるでしょうか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議員の方からいろんな全国的な動き、今聞かせていただいたよう

な状況も賜わっておりますし、近くの自治体でもそういう空き家利用の空き家バンク制度を設けておるといことも賜わっておるわけでありませけれども、なかなかこれが進んでおらないという現実があります。その中にはやはり完全に空き家でないところ、仏壇をそのまま備えていただいておりますとか。例えばいろんなご家族の荷物が、そのまま置いてあるとか。あるいはお盆や正月には帰省されるとか。また将来定住するかもわらんとか。そういうふうな理由もあるようでありまして、なかなか現実には進んでおられないという状況がございます。

少しいろんなところがありますけれども、勿論所有者の方が貸してあげようというお気持ちであれば、それが確かであればいいわけでありませ、またそれをそんなんやったら、何とか貸してほしいという互いの希望がかなえられるということであれば、これは結構だと思いますけれども、もう少し様子を町の場合にはみていく必要があるのではないかと考えています。いずれにいたしましても冒頭申し上げましたような大変な課題にこれからなっていくと想定がされますので、それぞれの国や県やあるいは回りの自治体の動きも参考にさせていただきながら、町としても取り組んでいく必要があると思っております。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 現実には借家としてはなかなか難しいということですが、小豆島町あるいは他の自治体では、役場が直接斡旋するのか、業者に委託して斡旋するのか。これは別な問題ですが、そういう情報をストックして、それを情報発信していくと、こういう形をとって借家にしておる情報を全国に発信しておるようです。

それから、何故ここで空き家について、難しい問題ですけども、聞かせていただいたかといいますと、まず高齢化が進んでいく高齢者のひとり住まいの方が増えておるといことで、グループリビングという厚生労働省の場合は、非常に横文字が多いわけですけども、グループリビング、もっと平たく言いますと、高齢者のひとり住まいの方が共同で生活をする、そういう場を一軒家の棟で生活をする。これをグループリビングと察しているわけですけども、それからあるいはシェアハウス、ご存じのようにシェアハウスといことで、学生さんや女性の方、特に気を同じくするような方が、風呂や台所を共同で使用しながら、部屋は個別に利用するという、こういう方法も利用する方法があるんですね。

そういうことをやっぱり考えていってほしいと思うんですけど、まずグループリビング、いわゆるお年寄りの独り暮らしの場合は、いろいろとケアがついても、やっぱりホームヘルパーさんが1軒1軒お願いするということやなしに、共同でホームヘルパーさんの派遣をお願いすることができる。それから、またかかりつけのお医者さんも何人か数人がおられたら、一遍にみていただけるのではないかといいこと。それから、さらにはここには高齢者が住んでおられますよといことで、万が一のときには地域で見守りができるような、こういう体制が組まれるんじゃないかと思っておりますが、これについて

特にとりわけグループリビングについて進めていくお考えはあるのかなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） グループリビングの取り組みも共同生活の取り組みもそうでありますけれども、先般、西宮市のほうの取り組みに視察を行ってまいりました。非常にいい形で介護で疲れておられる皆さん方の集まり、そして、その場で寝起きまでということまではいっておりませんが、一緒に食事をするという、そういう借家の活用でございました。そういう取り組みを市としてバックアップしておるといってお話も、市の方からもお聞きをいたしまして、町としても今ご意見として、そういう形で何かグループリビング的に貸してあげようというお家があれば、うまくいけないかな、できないかなという声はいただいておりますもんですから、いかにそういう形の皆さん方が、NPOなりあるいはまたまずはボランティアで取り組んでいただくという動きがあれば、町としても大いに一緒に関わらせていただきたい支援もしたいと、こんなふうに思っています。今そういう状況でございます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） これは難しいですね。西宮市にしても行政が関わっていただけるといっても安心するわけですが、実際やってみるときに全町一遍にやりましようかと、こういうわけにはいかんと思うんです。それで、例えば田丸地区なんかは、ドーナツ化が進んでおって、70代から80代の方がたくさんおみえになるということで、自治会もなかなか運営しがたいというお話を聞くわけですが、一度、田丸地区という言い方をしましたのですけど、どこの地区でも結構ですけども、例えば介護施設があるとか、介護の事業をやっておられるところがあるとか、病院が近いとか何とかかんとかで、モデル地区を設定してやってみるといってお考えはないでしょうか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 色々それもお意見賜わって、それぞれの担当のところでは研究はさせたいと思っておりますけれども、もう一つは玉城町はありがたいことに、それぞれの地域にいい集会所・公民館を備えていただいておりますので、そういうところをもう少し有効活用する手立ても考えられないかと思っております。西宮の色々な例ですと、個人の住宅を借りられた、お借りなさって運営なさっておられるというのは、一つはやはりいろんなあまり制約がないので、自由に使いやすいということで、大変うまくいっておることが特徴であったように思っています。それもいろんな、こちらとして更に周辺の取り組みや情報をキャッチして、一度検討したいと思っております。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 借家として貸す側のメリットということで、たくさんあるんじゃないかと思うんですけども、今町長がおっしゃったように、公民館を利用するというのも一つの方法だと思うんですけども、これから空いてくる借家についても是非ご検討を願

たいと思います。

借家として例えば貸すということになれば、今も言いましたけども、メリットがあるのやないかと思えます。例えば、荒れた家が半分近くあるということで、草の管理や家の老朽化の防止、それから、家賃収入が入ってくるという利点があるのやないかと、さてそんなことも考えておるわけですけども、老人のことばかり言うておると、これまた私もあれですけども、町全体のことを考えますと、例えば、若者対策に視点をあてて、一つちょっと方向を変えて、あてて考えた時に、今玉城町は婚活活動に、事業に力を入れていこうとしているわけですが、今後も事業を継続、12月にもあるらしいですけど、継続して言うてほしいし、若者の定住できる町としても、玉城町の存在感を是非だして欲しいと思うわけでございます。

空き家の利用は、若者の借家対策にも利用できるのやないかと思うんですが、この点はどうか考えられていますでしょうか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 商工会の女性部の皆さんや若い人たちが、あるいは県も最近このことにバックアップをいただいて、出会い交流の事業、この秋から、12月にもまたありまして、2回目になるのですけども、こうした出会いの取り組みに力を入れて、更に玉城町に若い人たちが住んでいただくような施策を進めていかなければならんと思っておりますし、今後もそのことはやっぱり重要だと思っております。

今、町内小規模な団地開発が大変進んでおります。それは、まさに若い人たちがそこで住宅を構えていただくというふうな、それが現状でございます。若い人たちの意識がそういうふうな借家で、何か借りて住んでみたいということも勿論あると思っておりますけども、今の傾向といたしましては、アパートからそして一戸建ての住宅を建てたいという傾向は非常に強いと思っております。上手く若い人たちの中にも、そういうお考えのある人のお気持ちに合えば、それはそれで結構だと思っておりますけれども、現在はそういう状況ではないかと思っております。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 確かに若者のアパートから一戸建てを建ててという方向があるのではないかと、これは私もよく思います。少子化対策としまして若者がご家庭をもたれたときに、生活をしていく上で、町内でもアパートとなりますと、6万から6万5,000円は一定の耐震化の進んだアパートになってきますと、それぐらいの料金を出していただかな、なかなか難しいのではないかと。一戸建てを探すのだったら、またもう一つ難しい。更に借家を探すとなれば情報が得られないと、こういうことでありますので、町のほうがちょっと手助けをしていただいて、低料金あるいは無料で借家を利用できるなら、若者にも定住に役立つのではないかと。今、アパートから一戸建てを建てるという目標は目標でよろしいのですけども、そういう入ってきてもらう手段として、そういうふうにご考慮いただいたらどうか。定住のために役立つようお願いしたいと思います。

それから、空き家については、ご存じのように住宅が建っている敷地と、倉庫や店舗いわゆるお店をやっておったお家なんかの、これを非住宅ですけども、非住宅と呼んでおる訳ですけども、固定資産税が住宅が建っている用地については安くなっておる、これはご存じだと思うわけですが、政策的な観点からグループリビングや若者向け借家で、もし利用したいということで、借家の方に固定資産税の減免とか、あるいは免除とか、そういうふうにしていく方法もあるのですけども、それをお考えかどうか、お聞きいたします。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） おっしゃった通り固定資産税では200㎡までが、住宅の場合には4分の1、200㎡を超える部分については3分の1というふうに減免はしております。これにつきましても、議員さん先程ご質問の中で、空き家対策の推進に関する特別措置法、これのほうは今、臨時国会の中で提案しようかということで、自民党のほうの空き家対策推進議員連盟のほうで検討されておる中で、固定資産税のこの減免についても触れられております。ただこれにつきましては今、現在まだ中身は検討中ということで、まだ法案としてこの国会に、臨時国会には上程されてきていませんが、この流れを見ながら管理がずさんな空き家の所有者に対して、自治体が除却、それから修繕を命令できるようにするとか、それから、空き家を除去した場合については、今申し上げたように固定資産税を軽減するということが検討していることが、10月30日の新聞記事には盛り込まれておりましたので、今後ちょっとどうかわかりませんが、今まだ自民党さんの中で議員立法の中でもんでもろとということですので、これが出てくれば、また玉城町もこれに沿って検討してかないかと、このように思っています。以上です。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） やはり法案の方が条例より優先されていくということですので、是非それを期待したいものだと思っております。玉城町の地理的条件の良さをアピールして積極的に空き家をうまく活用していったら、結果的には人口増加を進めていく政策をしていただきますことをお願いして、とりあえずこの質問については終わらせていただきます。

さて、話は変わりますが、今あれこれと質問し提案しました、空き家対策について、町長の施策を色々と聞かせていただき、状況もよく理解させていただくことができたわけですが、これを進めていただくためにも、来年3月に予定されている町長選挙にむけて、出馬されるかどうかお聞きいたします。

現在、2期目7年9カ月ぐらい経ちますが、その間、教育・健康・絆をはじめとする6つのKを基本政策として、誰もが安心して元気で暮らせる町、ふるさと玉城を目標に進めていただき、デマウンドバスをはじめ公共施設、とりわけ保育所や学校の空調化や、太陽光発電設備の設置などを推し進めていただきました。下水道のインフラ整備をはじめ、少子高齢化の問題を真正面に据えて、個々には教育問題、企業との連携や農業政策、

里山の整備等の実績を積み重ねてまいりました。また、住民の方や議会からの声を謙虚に受け止めていただき、政策に反映されてまいりました。

そこで端的にお聞きいたします。次期町長選挙に出馬されるのかどうか、お気持ちを聞かせください。もし出馬の意向があるならば、また今後の4年間に何を重点的に進めていこうと考えているのか、併わせてお聞かせください。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 来年3月の町長選挙出馬の意志確認のご質問を賜りました。今、我が玉城町は先人の皆さん方が築いていただきました素晴らしい町だという評価をいただいております。現在その素晴らしい町をつないでいく大きな責務が、使命があるということで取り組みをさせていただきたいと思っておる次第でございます。引き続き町の発展のために取り組みをさせていただきたいと、こんなふうに思っています。

平成23年3月策定の玉城町の将来像のテーマ、誰もが安心して元気に暮らせる玉城町、これが半ばでございました。これを着実に進めていかなければならないわけでありまして、取り巻く環境は大きく変化をして、しかも大変なスピードで状況が変わってきておるということでございます。玉城町は人口が余り減少はしない町でありますけれども、周辺の市町の様子、地方の様子は大変厳しいものがあるわけでありまして、いずれ玉城町といたしましても、そういうことを想定してこれからのまちづくりに力を入れていかなければならんと考えておるわけでございまして、引き続き町のために関わりを持たせていただきたい、こういう決意をさせていただいております。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 町長の決意を聞かせていただきました。引き続きということで、農業のあり方とか、少子高齢化に対する施策等、問題が山積しておると。これから難しい舵取りが今後また要求されてくるわけでございます。それから、庁舎内の機構改革等も着手していただき、一層の住民のサービスに努めていってほしいと思っております。今後4年間の町政に対する施策や思いも、町長の決意として今、聞かせていただきました。ありがとうございます。

まだまだやっていただきたい課題があると思っておりますので、是非今後の町政運営の先頭に立って、諸問題の解決に向け、健闘をお祈りしたいと思います。以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（風口 尚） 以上で、2番 北守君の質問は終わりました。

一般質問の途中でございますが、ここで10分間の休憩をいたします

（午前10時48分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、4番 北川雅紀君の質問を許します。

4番 北川雅紀君。

《4番 北川 雅紀 議員》

○4番（北川 雅紀） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今日は1点、大きなテーマとして保育所から小中学校に進むという過程のなかで、統一して政策として行ったほうがいいものというのが、今日の大きなテーマです。それで、具体的には4つ質問があるんですが、放課後児童クラブの時間と保育所の終了時間というものと、あと虫歯予防のためにフッ素のうがいをしているんですが、保育所では。それを小中学校でも、やった方がいいのではないかと、何故やっていないのかというテーマと。三つ目が、保育所は土曜日開いているのですが、学校の授業は、小中学校は土曜日やっていないということ。最後の4点目が保育所は保育料や給食費を講座から自動引き落としですが、小学校に行くとき給食費などが自動引き落としでないところがあって、それも何故そういう違いがあるのかということです。つまり保育所、小学校、管轄が分かれています、玉城町でいえば生活福祉課というのが保育所にあつて、小学校・中学校が教育委員会の方にあると。そういった組織が違う中、現実として政策として、ジャンルが異なってきたり方針が異なってくるというものを、全体としてみると言うのが、今回のテーマです。

それで、今回、保護者ですね、私は30歳ですので、回りにも保護者がいて小学校の親もいますし、保育所の親もいるので、そういう人たちから話を聞いたのが、この4つです。いろんな話を聞いたのですが、私が直した方がいいと思う4つ、勿論違うものも言われて、それは変えない方がいいというものも話として聞きましたが、親から現実として話があつて、私が調べて、それで結果こういうのは統一した方がいいんじゃないか、現実にはちょっとどう思うか考えてやっているか聞いたほうがいいんじゃないかということテーマとしてあげます。

そして、それでは最初の質問といいますか、全体としての質問ですが、こういう方針、やはり町長がビジョンというか考えを持って、玉城町の子どもはこう育てていくんだ、玉城町の教育、保育所を教育とひっくるめますけど、教育はこういう方針で統一して育てていく。だから、素晴らしいものがきっとできあがるのだというようなところの考えをまずどう持っているのかお伺いします。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君の質問に対して、答弁を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 北川議員から保育所から小学校へ続く政策を統一せよということの質問をいただいております、今、ご質問を賜っております。やはり町として、いい形で保育の環境を整えていただけてきたと思っておりますし、現在もそれぞれの地区に、4地区にいい形で施設整備が進められて、そして、保育態勢が整えていただけておるといふことでございます。

これをやはり玉城町として今の現状は、若い人たちが玉城町に転入をしていただく、そして将来を考えて町として、安心して子どもを産み育てられるまちづくりというのをテーマに掲げておるわけでありますから、やはり町としては子育ての支援体制、あるいは今、心配の子どもの虐待防止や、保育のいろんな部分でのサービスを充実させていく必要があるだろうと考え方を持っておるわけでありまして、それぞれの子育ての支援体制から、あるいは虐待防止から、それぞれのテーマで施策の方向を具体的に定めておりまして、それに基づいて力を入れておるわけであります。

もう一つは、やはりご承知のように厚生労働省と、そして文部科学省、末端の基礎的自治体では町長部局の生活福祉課、そして保育所、更に学校教育では教育委員会、それぞれの小中学校とこういう形でありまして、所管が異なりますけれども、玉城町といたしましては、そういう学校、保育所との連携を図っていくということが大変重要だと認識をしております、家庭子ども支援ネットワークで連携をとりまして、校区別の会議あるいは巡回などの事業を行っておるわけであります。これからもそういった形で、保育所と小学校が連携をして、一貫した計画を立てながら子育て対策を進めていくのが、大変重要だと、こんなふうに認識をしておるわけであります。以上でございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） わかりました。町長の方針はわかりますし、それを実際に行っているのだと思います。でもしかし現実には、やはり組織が違うと考えが違うというのも当然だと思いますし、組織というのは教育委員会とか生活福祉課、国でいえば文科省と厚生労働省というのが違うと、やっぱり少しズレができてくると、でも玉城町は1万5千人の小さい町ですし、行政の中身も、今みえる小さな人数でやっているところですので、そういうズレが比較的直しやすいですし、町長の方針というか、考えに寄って一体感を持って、普通にやるよりか2倍3倍の大きな効果が生めるということで、進んでいくのだと思いますので、そういった意味で今から、私が思うズレているか、直した方がいい、もうちょっとこうすればより大きな効果を生むということで、4点質問させていただきますが、まず1個目ですが、まず保育所、玉城町、これ延長保育、夜の8時、20時までやっているのですね、玉城町は20時まで。

これは近隣の市町をみても、19時、夜の7時までしかやっていないところが多いので、進んでいるという見方が、保育所だけ見ればできます。しかし、小学校に上がって、家にお母さんお父さんがいないとことか、おじいちゃん、おばあちゃんがいないとことというのは、放課後児童クラブというところに入るわけです。小学生の児童たちは、その時間として、18時というのが玉城町の今の現在の終了時間です。入って放課後3時とか4時に終わった子が、放課後児童クラブにいった親が迎えにこなあかん時間は18時です。

その点で見ると、近隣の市町は19時までやっているところがほとんどです。ちょっと見ていただくのですが、上の部分ですね、伊勢市、松阪市、明和、多気、度会、玉城

って、玉城の周辺にある自治体をピックアップして、それぞれ保育所の公立や、保育所の民間、児童クラブの民間の数字が書いてあります。見ていただくとわかるように、保育所はみんな19時までですが、玉城町は20時までで、伊勢や松阪は勿論民間の保育所があるので、遅い、もっと20時という時間やもっと遅い時間までやっているところもあるのですが、児童クラブも一緒ですね、伊勢や松阪は民間があるので、この18時と書いてありますが、この18時よりか遅いところもやっているところもあります。

そういった意味で比較するべきは、明和や多気や度会というところだと思うのですが、保育所が延長保育19時までやっている。放課後児童クラブも19時までやっている。玉城町は18時という結果になっています。これは親のことを考えているといえますか、保育所するとき、この時間までに仕事を終わるという選択を親がすると。いきなり3月から4月、小学校にあがった瞬間に誤差がないようにしているのです。19時から19時、変わってないので、就労体系を親が変える必要がないと。でも玉城の場合だと、20時までやっていて、いきなり18時になるわけです。保育所の3月までは20時まで子どもを見てもらう環境があるのに、いきなり小学校1年生の4月になると18時まで、というふうに形式的にはなってしまうので、そういう誤差があると、親の就労体系が自分の働くのを、行政ありきで考えないと駄目というか、女性もこうなれば5時、6時に終わる仕事、パートなどで終わらせざるを得ないという選択を、無意識のうちにしてしまうんじゃないかなと思うんです。

なので、この誤差をなくせばいいんじゃないかというのが、私の意見です。ただしこれを20時まで放課後児童クラブのほうをすると、いきなり経費とかが上がるので、その精査をまずしていきたいと思うのですが、まず玉城町で保育所ですね、20時までとなっていますが、19時から20時までの利用者って、何人ぐらいいますかね、この人数が少なかったら、これを19時に下げて経費を浮かして、それでこっちの放課後児童クラブを上げてもいいと思うのですが、まずこの保育所の時間についてお伺いします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 現在19時から20時まで、ご利用いただいているのは1名というところでございます。またその前の時間帯の18時半から19時のご利用については、今、7名ということになっています。全体の19時半以降といたしまして、全体の1.4%程度の方がご利用いただいておりますという状況でございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 今、玉城町の保育所4つあって、その時間、19時から18時までやっている時間帯で利用者が1人という話がありましたが、使っている経費はどれぐらいですか。おおまかといいますか、運営、保育士の賃金とか、7時以降だと何か軽食も出さないと駄目だと思うのですが。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 2名体制をとらせていただいております。1人あたり人

件費が1時間千円と換算いたしましたら2千円、それプラス施設の経費ということで、2,500円以上かなというところでございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 経費としては、パッと所見で聞いたのでは、そういうたいした額ではないなと思うのですが、実際に1人という状況を見ると、町として表面上は20時までやっているというのは、素晴らしいことだと思いますし、外から見ても印象はあると思います。他が19時という現状をみて、20時までやっておるのや。でも実際に、玉城町のニーズがどうかというところを鑑みて、財政的、コスト的に考えて止めるというのも選択肢だと思いますし、更に今回、話これ放課後児童クラブと関連していますが、放課後児童クラブは玉城町は18時終わり、他は19時終わりですけど、そういった面でいくと、先ほど放課後児童クラブのほうに話を移しますと、アンケートとか取られたことありますか。例えば18時以降に利用したいというような親が回答したとか、そういう調査をしたことはありますか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 今、現在子ども子育て会議のほうを、今年から立ち上げまして、今、アンケート調査を作成させていただいております。まもなく年明けには各5歳以下のお子さまをお持ちの家庭に配送させていただく予定ではございます。その中には放課後児童クラブノ利用時間の希望のアンケートも含めてございます。今、現在のところとしては、そのアンケートを取った経緯はないと、こういうことでございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） アンケートを見てみないとわからないと思うのですが、今じゃそのデータのなかで考えれるかということ、今、保育所で18時以降に看ている子どもというのは、何人いるかというのが、そっくり小学校の希望者の人数と似ておるような感じになると思うので、どうでしょうか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 先ほども申しましたように、18時での切りというのはございませんので、把握の方がちょっとしていないわけですけども、17時30分から18時30分のご利用をいただいておりますのが、44名みえます。その中で18時で終わられる方もみえますし、その人数については18時半からという部分は、明確に把握してございますけども、18時の把握というのはしてございません。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 今、説明していただいた通り、17時半から18時半という区切りで、17時半からだど44名、そのうち半分ぐらいが18時以降の利用者だとしても、20名ぐらいは18時以降、何かしらの形で見てもらいたいということで登録しているという解釈でいきますと、やっぱり制度として整えた方が、合理性があるというか、親から見たら気持ちいい、町の体系かなというのを私は思うわけです。潜在的に20時、18時

という違いがわかっているというよりかは、19時19時と統一しておいたほうが、親が仕事を変えたくない、あまり変えたくないというのは、多分普通的前提として心の中にあると思いますので、例えば1歳2歳の母親が、子供を産んで働いてみようか、ちょっと大きくなったのでというときの選択肢として、じゃあ19時までという基準があれば、18時に終わる仕事につこうかということになると思いますので、そういったものを統一して考えていくと、最初に言ったように、町全体としてはいい効果が生まれるのではないかなと思いますか、町長この話は、だいたい話は終わりの方に近づいてきていますが、話を聞いてみて、町長どんなお考えですか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 保育所の施設、あるいは延長保育、今の放課後児童クラブ等のやはり利用者の方が利用しやすいような時間体制、そういうことは基本にしたいと思っています。実態やアンケートを見させていただいて、利用しやすいような形というのは、検討をしていく必要があるんじゃないかと、こう思っております。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） やっぱここは保護者が思っていることが、きっと玉城町の将来、働く姿、夫婦とか子どもたちの安全とか安心というものの実態だと思いますので、そのアンケート調査がされるという話もありますけれども、そういったのを実情に近いところに、柔軟に変えていくということをやりたいと思いますし、せめて放課後児童クラブの方は、ちょっと他と比べて早い時間に切り上げていますので、やっぱり小学校1、2、3年ぐらいは、家に1人でおられる子もいるでしょうが、集団のなかでおったり、誰もいない家にいない状況をつくるってことが大切だと思いますので、時間の変更を検討していただくことがいいかなと思います。経費の面もあるでしょうが、それは最初に言ったように、保育所の方の7時以降とかを止めるとか、そういう選択肢も入れて、その利用している1名の方には申し訳ないですが、そういうのも入れて検討していけば、きっとできるのではないかと思います。

では、2点目の質問に移らせていただきます。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 今、現在、伊勢市さん松阪市さんと同じような格好で、放課後児童クラブのほう進めてさせていただいております。今、おっしゃっていただいたように遅くまでどうしても仕事で来れない方については、どうすればいいかということでございますけども、ファミリーサポートセンターの方で活用いただければ、児童館の方までお迎えに行っていたらどうか、そういう制度がございますので、そちらの方をご利用いただきたいと思いますと考えてございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） ファミリーサポートというのがあるんですね。1時間1,000円とか、1200円というもので、例えば仕事が遅くなった人がいて、子どもを18時の放課後

児童クラブに迎えに行けないというときは、お金を払って迎えに行ってもらって、そのサポートの会員の人の、家の方で見てもらったりというサポーター、玉城町にあるので、それは素晴らしいことですが、見てみると1時間1,000円とか、1,200円という料金があって、それは高いと思うんです。全体として、その18時以降に入れたいというニーズが多いのであれば、その時間をあげてガバッとみたほうが、コストも削減できますし、親の負担も軽減できるので、そういう仕組みがあつていいのですが、それは少人数のときにいいかなと思うわけですが、私の考えとしては、大きなニーズとなって、行政として何かものを作って、そこに一括に入れたほうが良いというような状況に、もうきているんじゃないかと思うので、こういう話をさせていただきました。

あつて素晴らしいことはわかるのですが、その料金とかを鑑みて、今回お話しさせていただきましたので、どうかよろしくお願ひします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 北川議員、1時間当たりの利用料でございますけども、現在700円になっておるかと思うのですが、臨時の場合ですと1,000円とか、やっぱり深夜ですと上がりますけども、通常料金でいきますと700円をご利用いただけるというところがございます。また、このあたりについても、若干他の市町の様子をみさせていただきますと、町内、市のほうが補助をして、料金を安くしておるようなところもございますので、その辺りも今後は検討したなかで考えたいと思います。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） わかりました。

では、2つ目の質問に移らせていただきます。2つ目は、今、保育所の4、5歳児が毎日、虫歯を予防する液体フッ素を、口に含んでうがいをして、それで歯を丈夫にするとか、虫歯を予防するというのを玉城町は実施しています、4園やっていて、ほとんどの4、5歳児の園児が参加しているという現状があります。

健康のために町としてやっていて、何年も前からずっと進めているのですが、小学校に行くとかやなくなるという声を保護者から聞きまして、歯が生えかわる乳歯から永久歯にはえかわる、生えかわってからやったほうが、効率的じゃないかという話を普通の親の方からされて、調べてそれはそうだなと思ったので、今回その質問をさせていただきます。

まずフッ素について、保育所でやっている理由、どういった目的、どういった経費、どういった実際の行動でやっているかということ、まずお伺ひします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） フッ素洗口でございます。今、現在、保育所の4歳児、5歳児について、させていただいております。料金につきましては、1人100円の負担金をいただきまして実施をさせていただいております。フッ素洗口をはじめたところからでございますけども、フッ素洗口につきましては、県のほうでも申請をしておるとい

ころでございまして、24年度の数字でございすけども、県内の91施設で実施されております。ただこれは24年度の数字でございすけども、23年度につきましては、66施設、それから、22年度につきましては、39施設というところございまして、ここ3年間で、22年から比べますと、24年までで倍増しておるといふ状況でございす。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） その増えてきた理由としては、三重県議会が平成24年3月に、みえ歯と口腔の健康づくり条例というのを可決して、こういうフッ素、うがいとか、フッ素を塗るといふことが、一般的にフッ素の虫歯予防の方法としてはあるのですが、そういったものを化学的根拠に基づいて、小中学校とか保育所とかに進めていくという条例が可決したので、進んできたと思ひます。そのずっと前から玉城町では保育所でやっておりますが、それが、歯が生えかわって小中学校でやってないという話の中で、実際に何故やった方がいいのかといふと、最初に言った歯が生えかわってからやっほうが、将来にわたる歯なので、意味があるという面と、もう一個、町長の大きな政策の中に、健康づくりってあると思ひます。

その健康づくりって、パツと思ひ浮かぶといふか、実際に施策としてされているのは、お年寄りとか、働く世代、検診とかは働く世代ですね。そういった世代へのものといふのが、私も頭に浮かびますし、実際に現実的にできる施策として、そういうふうになってくると思ひます。でも、そういうとき健康づくりで子どもと考えると、運動するとかといふのが浮かんで、でも実際に行政やそういうところは何をするかといふと思ひつかなくて、でも、歯って結構子どもにとっては重要で、ちょっと数字を見ていただきますが、医療費を見ていただくとわかりやすいのですが、上の表です。

こっちに年齢があつて、ここが歯科の医療費、玉城町は小学6年生まで医療費が無料ですので、大きく考へて、ごそつと玉城町の行政が負担しているのです、わかりやすいのですが、見ていただいてわかるように、これ円単位ですね。例えば歯科で9歳の平成24年度は、64万7,250円を使っているといふ数字です。

医療費全体として見ると、9歳24年度は267万4,690円となっております。といふことは大体4分の1ぐらいが歯科といふことになるわけです。9歳だと全体の薬とか、普通に風邪とか入院とか、そういうのも入れて、そういう全体の中で、4分の1ぐらい歯科に関わるお金やと、町から負担しているお金でもあるわけですね、同時に。そういった面で見ると子どもたちにとって、歯といふのは数字を見ていただいてもわかるように、大きな負担、負担といふか割合を占めている医療費です。

その歯の部分改善していくと、きっと町の医療費の負担といふものも減っていくと思ひますし、これは幼少期の施策として、歯を丈夫にしていつたら、この見えてない12歳以上も何年後か先にはずっと減っていくのではないかと思ひますので、すごく重要なことだと思ひて、今、言わせていただいているわけです。

最初の話に戻りますが、保育所ではどういった理由でやっほう、じゃあなんで小学

校では行ってないのかという二つの質問をさせていただきます。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 保育所におきましては、まだ自分の方で歯を磨く習慣というのが、なかなか付けにくいという部分もございまして、フッ素洗口を実施させていただいておるのが現状かと思えます。小学校になれば発達段階に応じて、自分で歯を磨く習慣をつけることの方が大事ということで、ブラッシングの指導の方に重点を置かれておるのではないかと思います。

また、乳歯が虫歯になりますと、永久歯の方も虫歯になりやすいということが出ておりますので、小さいうちからの虫歯の予防というのは、北川議員おっしゃるようにならなければならないというふうに考えてございます。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） フッ素のうがいというか、くちゅくちゅしてやる洗浄になりますけども、私ども玉城町の小中学校では行っておりません。フッ素に対するいわゆる賛否両論のこともありまして、世界的にフッ素というのは、余り使わないほうが良いという話もあります。ただ、日本ではそういう少量のものであれば、活用しても良いということがあって、全国的にも広がっておるわけですがけれども、三重県下ではいわゆる実施しているところはまったくありません、小中学校では。

ただ、全国的な学校で実施しているところは、あるんですけれども、非常に少ない状況です。先ほど言っていたように、やはり将来のことを考えたときに、子どもたちが我々も大人になって、それでは食事したで、くちゅくちゅぼんで、うがいで済まそうかというのではなしに、やっぱり歯を根本的に磨く、ブラッシングをする。それから、歯垢を取るといふことの方の大切さがあるのかなと思っておりますので、そういった点でのいわゆる広がりをつけていきたいと思っております。現在、小学校ではお昼の給食の後に必ず歯磨きを励行しておりますので、そういった点で、大人になっても歯磨きをする習慣ということをつけていこうかなと思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 全国の話が出たので、それについて、まず言いますが、世界的には危険という学説もあるのですが、じゃあ玉城町では保育所も、じゃあなんでやっているんだという話になってきますし、やっつけて実害がないから何年もずっと続いていると思っておりますので、その論点については、安全だという話で進めていきますが、実際にこれ読売新聞、今年の6月10日の記事ですが、佐賀県は1999年から、そういううがいを実施してきたと、佐賀県が市町村に呼びかけてきたと。

それは何故かという、3歳児の一人平均虫歯数が全国ワースト1位という状況が続いたためだと。現在は公立小168校のうち166校が佐賀県では実施していると。文科省の2012年全国調査では、佐賀県の12歳児の一人平均虫歯数は0.8本で、全国平均の1.1本を下回り、全国4位の少なさだと、九州や山口の地方ではトップだということです。

そういった佐賀県が 1999 年から実行してきた。それは自分たちが数字として悪かったので、続けてきたらいい数字になってきたというのを新聞記事で取り上げていて、実際にその記事の中には、日本ではフッ素を摂りすぎると健康によくないという意見もあるが、世界保健機構、WHO ですね、69 年から安全で効果的として、利用を進めているということもあって進めてきたと。

例えば他に新潟県、70 年代からフッ化物の洗浄を普及した新潟県ですが、12 歳児の一人平均虫歯数は 12 年連続で日本一少ないと。70 年代からこつこつやってきたから、12 歳児の一人平均虫歯は 13 年連続で、日本一少ないという数字もあって、厚生労働省は 2003 年に指針を作成して、そういううがいを推進し、山口県や長崎県、熊本県、宮崎県も力を入れ始めているという流れの中で、おそらく三重県も去年条例を可決して進めてきたという話の中です。

だから、これはいずれ広がっていくものだと思いますし、論理的に保育所ではやっていて、小学校ではやってないというのは、論理的に効率性というか、効果としても薄くなると思いますし、実際に先ほど費用を聞いたら、自己負担が 100 円で、町費負担が 500 円ぐらいでしたか。ではそれを聞きます。保育所でやっていて、子どもたちが毎日うがいで、年間の一人当たりの経費というのは、どのような感じですか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 申し訳ございません。一人当たりの経費、年間の経費についてはちょっと把握してございませんので、資料を持っていませんので、わかりません、申し訳ございません。

○議長（風口 尚） 4 番 北川雅紀君。

○4 番（北川 雅紀） 事前に聞いた話では、自己負担が、それは 100 円、保護者が負担しているのは 100 円というのは、先ほど課長がおっしゃっていただきましたし、それで町費の負担の方、それは 500 円位だという話を聞いているんです。他の都道府県の例ですが、効果があるとわかっているの、小学校でも実施した方がいいというのが、私の意見であり、一般的に保護者も普通に思っていると思うんです。聞かないと思いますが、なんで小学校はしてないんですか。

保育所で 4、5 歳児は、毎日毎日やっていて、歯が変わってからはやってないと。危ないという意見言われたって、それはやっぱり実際にやっているの、そんなもんピンとこないでしょうし、明確な方針というか、やった方がいいと思いますし、町長の政策で健康づくりというのもあると思いますので、先駆けて玉城町がやれば、きっと 10 年度とか 20 年後に、数字として見えて良かったんじゃないかな、子どもの医療費が減ったということを実感できるとも思いますし、実際に減るとい、今のところ他の例をみたら、そういう数字が出ているので、小学校の方ですか、そちらの実情として危ないとか抜きにして、どういった流れの中で、してないというのはありますか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○**教育長（山口 典郎）** 危険性ということ賛否両論があるということもわかっております。私ども先ほど、北川議員の方から組織が違うと考え方が違うというお話をされましたけれども、私どもはそういう考え方と違う。そうという考え方は持っておりません。いわゆる連携するところはしていかないかんと考えていますし、保育所と小学校や中学校の教育というものが違うかな、育て方が違うのかなというふうに思っています。

保育所というのはいわゆる名前の通り、保護し育てていくと。子どもたちがいわゆるまだ何もできないことに関して、いわゆる親代わりというか、いわゆるカバーしてやって、いわゆる歯磨きができないので、そういった歯の洗浄でカバーしてやる。そういう保護するという形があると思うんですけども、教育というのは、やっぱり教え導いていくということだと思えます。

その時に子どもたちが将来的に教え導いて、虫歯をなくして歯の健康をというときに、やはり将来的に有効な歯垢を取ったり、虫歯にならないために歯を磨くということの大事さがある、そここのところに教育として、いわゆる指導の教え、育てていく。歯を磨くことを教えて育てていくということを、やはり重点的においていくべきなのかなと思っています。

それで、もう一つ玉城町では今年度、県下で唯一、市町のなかで唯一、県の歯と口の健康づくり事業の指定を受けております。それで、お医者さんとか歯科医師、衛生士の指導の下、学校で歯の大切さとか、それから、歯垢のとり方、虫歯の問題、歯の磨き方についてのいわゆるお話を聞いたり、磨き方の指導も歯科医師さん、それから、歯科医さんに来ていただいて、各全学校、5校とも指導していただいております。

それで、虫歯にならないための食生活とか、フッ素の働きも一つのいわゆる勉強として、いわゆる学習として学習しております。そういった中でいわゆる将来を見据えた、やっぱり歯を大切にしていくのは、歯を磨いたり、フッ素ということのうがい、歯を洗浄することも大事かもしれませんが、将来的にそういうふうな子どもたちが、自分たちの体を考えて選べるということ、やっぱり教育の中で学校現場で、お医者さんとか、いろんな人に援助していただきながら、指導していくということ、今年はやっておりますので、そういった点で子どもたちを育てていく事業をしていきたいと思っておりますし、来年度もできれば続けていきたいと思っております。お医者さんや歯科医師さんに来ていただきながら、子どもたちに指導していきたい。

それはフッ素の話も出てくると思います。それから、歯のみがき方も出てくると思います。そういったことでのいわゆる子どもたちの健康、歯の健康ということ育てていくということ、中心にして指導してまいりたいと思っておりますので、来年度はこの事業が切れましても、県の事業を今、模索させていただいております。続けて同じような健康福祉部でないか。それで、もしなかったときは、町の方の予算でそういった子どもたちの教育の事業をさせていただきたいと思っておりますので、その時はまたご協力いただければ幸いかと思っておりますので、いろんな観点から歯の教育をさせていた

だきたいと思っております。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） わかりました。小中学校の方の教育としては、そういう考えがあると。やっぱり今回の最初の次第に戻るわけですが、小中学校はこういう考えがあると。実際に保育所ではこういう方針でやっている。そういった中で、それぞれ立場、目指すべき理想とか考えがあって、違うのは当然です。今回の次第はやっぱりそこに統一してやったほうがいい。こっちでこうやっているなら、こっちでもこうやった方が効率がいい、成果もよく上がるというところをテーマとしていますので、最後、町長として保育所で実際にやっているんですよ。お金を使って、保護者から負担もらって、効果があるし意味があるから、ずっと何年もやっているんやと思います。他の例を見ても、効果が出ている数字が出ているんで、でも実際に小学校に行ったらやってない。

小学校でブラッシング、毎日給食を食べた後、歯を磨く。その歯を磨く時間を設けている意味はそういう除去とか、そういうものを子どもに知らせる。それはそれでいいんです。でも、やっぱりそういう時間があるんで、その隙間に週一回でもいいんで、5分とかの時間をとってやれば、より効果的に玉城町として、未来を見たときに町費が、医療費が削減できる。子どもたちの歯が健康にできるというのが見えるというか、そういう一体化した方が効果が上がると思うので、質問させてもらったので、最後、町長として今日の話聞いてどう思ったか、質問させていただきます。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 今、担当課長や教育長の方から答弁ありましたように、フッ素のことで、まだ疑問があったり不安があったということは、これはきちっと解消するようなことで、やはり専門の歯科医師の皆さん、お医者さんが一番よくわかっておることありますから、そうことはこれから県あたりでも、確認十分されていくんだらうと思います。

生活習慣といいますか、しつけというのは、これは一番重要なことでありますし、町が掲げておるのは、お年寄りの健康づくりは勿論でありますけれども、子どもの頃からの生活習慣が、中高年になって現れてくる、悪影響するというようなことは、これは言われておるわけでありまして、特に最近の子どもたちのいろんな健康状態というのは、町はご承知だと思いますけれども、福社会館を中心に、妊婦さん、あるいは1歳半、あるいはそれぞれの年に応じての検診活動を、大変熱心に力を入れていただいておりますので、そういったことの積み重ねと合わせて教育長のほうからもありましたような、学校就学でそうしたきちっとした正しい生活習慣を、子どもたち自身で身につけて健康づくりをしていくと。こういうふうなことが一番いるのではないかと思います。

町としてはいろんな取り組み、まずは不安のないような形で専門の皆さん方のご意見も賜わって、そしていいことであれば、ドンドン進めていくということが、健康寿命、検診をするまちづくりに大きく寄与していくのではないかと思います。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 県も推進していますし、そんな中で三重県下の小中学校、どこもやってないという話ですので、そういった状況の中でやるのは、どこも先頭切ってやろうという意思がないのかもしれません、実際にデータを見ても効果があるというのが出ていますので、玉城町が先頭を切ってやって、それで、20年後、30年後の町民に今やったからああなったと誉められるようなことを、やっていただいて先を見て、勿論安全性とかはもちろんですよ、そういった方向で研究して進めていっていただきたいと思います。この質問は、2点目終わらせていただいて、3点目に入ります。

3点目は、これも1点目の子どもたちをみている時間というのに関わってくるのですが、玉城町の保育所は土曜日保育をしています。土曜日に保育を看てもらいたいところは、保育所に連れて行って看てもらうことができます。小中学校は今、実際土曜日は授業をしてないので、特別に公開授業とか、そういうのはやっていると思いますが、基本的にやってないという観点から、小中学校も土曜日も授業を行ったほうがいいんじゃないかという話をさせていただきます。

これは保護者が看ている時間がないから看てもらおうということも含めますし、やっぱり私としては学力を上げるために、土曜日もやったほうがいいと思います。ですので、二重の意味を含んで話をさせていただきます。根拠となるのが、文科省が来年度、全公立校の約2割にあたる、計6,700校に対する補助などを行う、10億円ぐらいで決めたんですね。その補助内容はといいますと、学力向上に向け土曜授業を行う公立校への補助制度を設ける方針を、文科省が決めたんですね。

その内容はといいますと、毎週土曜という意味ではなくて、月一回でも月二回でも、この週の土曜日はやって、それでその土曜日は教員のシフトを、来年の4月から調整するのは難しいという裏があるんですが、そこには一般の人とか、民間の人、公務員、住民とかを呼んで授業をします。それは、今まで平日にやっていた総合授業、ありますね、農業体験とか、そういうものをそっちの土曜日に振り分けて、平日の方の一般的な授業、数学とか英語とか、そういう授業が増えるという面もあると思うので、結果としてはその学力向上につながるという意味を含んでいるんやと思います。

というのが文科省が決めて、来年の4月から手を挙げたところは、土曜授業に対するそういう補助金が出るというような仕組みに、現実として今なっていますので、私が最初に言った、保育所はやっていて、小学校はやっていない。それも最初に言った保護者の就労体系ですね。毎週土曜日、働いている人もいます。今、水曜日とかの休みのところも多いですから、そういう水曜日休みの人は土曜日は授業みてもらったら助かると思っている人も、たくさんいると思うんです。

そういった意味で、まず最初に質問させていただくほうとしては、保育所のほうですね、生活福祉のほうになりますが、実際に土曜日の保育を受けている子どもというのは、子ども家庭ですね、何人いるかということ、まず教えてください。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 土曜保育につきまして、希望によって増減してございますので、約ですけども、約 50 名の方が今、ご利用ということでございます。

○議長（風口 尚） 4 番 北川雅紀君。

○4 番（北川 雅紀） 実際に土曜保育を希望されている方は、増減があるけれども、大体 50 名位ということですが、これって結構大きな数字だと思うのですが、50 人の方はおそらく見てもらっているということは、家でおじいさん、おばあさん、お父さん、お母さん、共働きなのか、核家族なのかかわからないですが、そういった状況の中で見てもらう必要があるという状況があるわけですね。それは多分いきなり土曜日に働いている人が、小学校に上がって、土曜日が休みになるということは、まず無理でしょうから、小学校を上がっても、同じようなニーズ、逆に小学校の方が人数が多いので、子どもの数としては多いので、50 名以上あるかなと思うわけです。

そういった意味で、現実として数字としてやっていた方がいいという意味もありますし、今度は教育委員会の方に話は移りますが、実際にそういう補助金の話とか、もうご存じだと思いますので、具体的にこういうのに申し込む必要があると認識しているのか。申し込みたいと思っているのか。申し込むとしたら、どういったことをやりたいのかということをお伺いします。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） まず今回、条例の改正があって、規則の改正があって、土曜授業が実施できるようになりました。それについては、私も後からちょっと話をさせていただきますけども、学校 5 日制の件からお話しさせていただきますけども、はっきり言わせて、文科省ずるいです。文科省が平成 14 年度、学校完全 5 日制にしたときに、いわゆる労働者の週休二日制と相まって、それで、自分ここでは学校 5 日制にするという形があったのですけれども、それで、いわゆる居場所づくりを教育委員会でせえというようなことで、我々あっちこっちの団体とか、いわゆる生涯教育に頼んで居場所づくりをしたという経過があります。

そして、安倍内閣に変わって、いわゆる学力向上ということで、法律改正をされて、今のようにお金を付けてあげるで、いわゆるモデル事業をせえという形で、文科省から出てきております。時間が迫っておりますので、更に進めさせていただきますけども、私どもは土曜授業は賛成です、はっきり言うて。そやけど、文科省のそういうやり方、我々は文科省に対して認めるべきところは認めていく。そして、いいところは我々としては玉城町としては取り入れて、文科省の悪いところについては、やっぱりこんなことまでせんでもいいのと違うかということもやっていきたいと思っています。

やっぱり是が否ということ、学校現場では考えて、ここまでやっていくということで、特に土曜授業については、我々学力が落ちてきたということもありまして、色々な施策を打っています。そやけども、学力を何とかしたいということは一概に三重県は低

いですから、そういう点では頑張っていかなければいけない。

それで、先ほどの土曜日の授業に、地域の人々にきてもらって授業してもらい、そんなことせんでも、学校の先生はやっぱり来てほしい、勉強せんならんという子どもが来たら、やっぱり学校の先生は出てきますから、普通のように授業したらいいんです。そのほうがやっぱり学力がつくんです。そんな小手先のいわゆる地域の人々のいわゆる協働学習とか、そういう土曜日に別な枠をつくってやりましようなんて、そんな小手先のことを使わんと、やっぱりしっかり勉強するときはしましようということで、学校がある時は学校でしっかり勉強させましようということを我々としては持っております。私としては、玉城町としては。

それで、ただ各市町、実は三重県下できたら揃えていきたいと考えています。それは何故かという、土曜日に授業のある学校の町、ない学校の町、例えばスポーツ少年団で試合をやりたいとき、「うちの町は学校があるもんで、土曜日あかんもんでな」ということになるし、やっぱりその時に県下統一したほうが、そういう点では納得もしやすいでしょうし、そういう活動もしやすいと思っております。そういう点では、できれば県下統一して、我々としては教育長会のほうで話し合って、県教委、市町教育委員会、それから話し合って、今、土曜授業の方に向けての話し合いをやっております。回数が何回かどうかということは、また決定ではありませんけれども、何とか土曜授業をしていきたいということ、私も言っておりますし、県の方もそういうふうを考えておりますので、前向きな検討を現在はしておりますので、まだ申請途中ですので、来年度までに結論を是非とも、来年度までに出していきたいと思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） やっぱり私も思うんです。三重県は学力テスト 42 位とか、低かったですし、玉城町は私の知り得る数字ではないですが、そういった全国的な状況を踏まえてやってほしいんです。そして、土曜日も授業をしてほしいですし、いろんな宿題とかも出すということをもっともっとしてもらいたいと思っておりますので、今の教育長のお話は賛成します。

ただし、私スポ少のコーチ、バドミントンを土曜日に教えているんですが、やっぱりいうたとおり、そういう文科省が元々土曜日とか日曜日は、そういう一般社会の人と触れ合って、教育しろという話の中で、今そういう団体が生まれてきて接触しているんで、そういった調整は来年4月から、土曜日授業をはじめてほしいと思うんですが、利害調整というか、そういう話し合いは、もう12月とか年明けの1月とか、2月にやってもらいたいですし、県下として、これ各自治体で判断しなさい。補助金はとっている話ですが、三重県としては珍しいというか、多分全国的にないでしょうが、三重県下全部統一してやるという、進めていくということなので、そういった話も進めやすいかなと思うんで、是非進めていただきたいと思っております。

そして、後2分しかないんですが、最後のテーマに移らせていただきたいと思いま

す。最後は、ちょっと話が早くなって、わからなくて終わってしまうかもしれませんが、簡単に言うと、給食費、保育所と小学校、どういうふうに今保護者からもらっているのかという話で、この下の表を見ていただくとわかると思うんですが、保育所は全部口座引き落としです。それは保育料の中に給食費が含まれているかということもあるのですが、実際にこう見ると、外城田小学校だけ現金で徴収方法をしているんです。徴収率を見ると100%、100%で、現金だから100%、100%で、いいのかなと思いますが、他を見ても99とか、98とか、一番下でも97とかですね。口座振替、他の学校を見てもそういう数字、これ口座振替の他が90%だったら、現金有効的だなというのはわかるんですが、外城田だけ現金でやってきて、保護者は思うんです。子どもにこんな5,000円とか持たせていいかなと。1年生も持っていくわけですから、そういった不安があるので、保護者のこういう数字の1%、2%の誤差なら、保護者に選ばせてお金を払う人が支払方法を選ぶというのはあると思いますので、ちょっと1点、町として統一していったほうが、私はいいと思うんです、支払い方法は。

保育所は口座振替でもらっているの、小学校へ行ったらそれが変わってしまうということがないほうがいいと思うんです。なんで、こういったものを一遍保護者とかに聞いてみて、そんな町としてすごい滞納があるというわけではないんですね、一遍検討していただきたいと思います。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 徴収システムを使ったのが、62年度からになります。現在では7割の県下の学校が、その徴収金システムを使っております。紛失とか、それから釣り銭がいらぬなどメリットはあります。ただ外城田小学校が、これ100%で、農協の集金をしておるんですけども、以前からやっぱり隣の農協とタイアップしてやってきた。それで、集金袋で集金することによって、そんなに先生方の手間がかからなかったということもありまして、それで100%、いわゆる滞納がないということの大きなメリットもあって、今、外城田小学校ではそれほど不便を感じていない。

それで、他の学校も90何%で、次の回のときに督促をすると落ちますので、大体100%、遅くても100%、全部の学校いっています。そういう点では、メリットがそれぞれにあってするんですけども、時代が時代、この集金システムをした時に、外城田小学校にはアンケートをとって、集金でいきますかという、どうしますかと言った時に、やはり集金袋でという意見が多かったと聞きます。そういった点で、今後、時代もかなり変わりましたので、外城田小学校とあと他の学校も、また保護者のアンケートなりをしながら検討させていただくように思っていますけれども、それぞれのメリットがあるということだけご承知おきいただきたい。以上です。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） ありがとうございます。わかります。あると思うんですが、学校として不都合がないとか、親としてメリットがある。いろいろあると思うんですが、

ちょっと一度精査する時期にきているのではないかと思いますので、これも最初に言った町として方針を持って、まとめたほうが保護者とかに誤解がないというか、簡潔なシステムでわかりやすいということがあると思いますので、一度精査していただいて、やはり支払う側の親の意見を尊重して、滞納するところは厳正にしっかりともらえばいいという方針でやっていただきたいと思います。これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（風口 尚） 以上で、4番 北川雅紀君の質問は終わりました

一般質問の途中でありますので、ここで昼食のため1時まで休憩をいたします。

（正午12時00分 休憩）

（午後1時05分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、1番 中西友子さんの質問を許します。

1番 中西友子さん。

《1番 中西 友子 議員》

○1番（中西 友子） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。全部で三つ質問させていただきます。

まずはじめに、生活保護基準の引き下げについて、質問させていただきます。

玉城町では、生活保護基準が引き下げられ、どのような影響が出ているか。これまで受けることができた制度への影響は出てないのか、お聞きいたします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 中西議員から生活保護基準の引き下げについて、具体的なお質問をいただきました。玉城町での生活保護基準が引き下げられた後、どのような影響が出ているかというお尋ねでございます。

本年8月に施行がございましたけれども、生活保護基準の引き下げによる影響が、住民税の課税の部分、あるいは保育料、介護保険料、公営住宅の家賃、医療費等の自己負担額の上限、あるいは就学援助、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、各種サービスの利用負担の減額、多方面に影響があるわけではありますが、国は基準額の見直しにおきまして、10%を超えての減額はしないと、こういう考え方でありまして、この影響が大きくなるないように、3年程度かけて段階的に実施をしている。こういう考え方を持っております。

したがって、実際に影響がでる方は少ないというところで、国からの情報でございます。以上でございます。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） 10%を超えての減額はしないということですが、段階的に実施と

いうことで、最終的にかかってくる人数というのは、どれぐらいなるものなのか、わかる範囲で教えていただけないでしょうか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 実際に影響の出る方の人数というのが、なかなか把握がしづらいというような現状でございます。基準となります金額が下がるということの中で、今、生活保護を受けている方があって、その方がどうなるかということについては、国のほうとしても現行で影響が出ないような格好するという方針も出されてはおりますので、直接影響がかかるのかどうかということについては、新たに認定される方については、新しい基準に基づいて生活保護の認定がされるということでありますので、その部分でどれだけ出てくるかというのは、今のところ掌握はしてございません。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） これから消費税増税や物価の上昇などもありますので、人数が更に今後増えていくと思いますが、それに対応していただけるように、今後ともこの質問を続けていきたいので、今回はこれにて1番の質問は終わりたいと思います。

続いて、2番、介護保険についての質問ですが、9月の一般質問でも前回議員さんが質問していらっしゃる内容ですが、3カ月たった今、町独自の対応として、何かされていることがあったら教えてください。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 介護保険制度の改正案ということで、今、出ておるものでもございまして、それによりまして要支援の方の部分が一部、市町村の事業ということになろうかという部分でよろしかったでしょうか。

○1番（中西 友子） 本当に申し訳ないですが、もうちょっと大きな声でお願いして、よろしいでしょうか。耳が悪いので。

○生活福祉課長（中村 元紀） 介護保健法の改正案が出ておりまして、まだ施行されておりませんが、その中の要支援の方のサービスメニューが一部制限されるという部分で、市町村のほうに移行されるということの内容で、よろしかったですか。

その部分につきましては、今、現在ございます訪問介護、それから、通所介護の関係、この部分につきましては、要支援の方、要支援1、2の方が受けておるサービスにつきまして、新しい総合事業ということの中で、市町村独自でできるような格好になるということでございます。

それにつきましては、訪問型サービスであるとか、通所型のサービス、生活支援サービスのほうを、市町村独自で市町村のニーズに応じた格好にできるということで、今、法が見直されておりまして、これにつきましては、新しい事業の中での財源手当のほうも、国のほうでももらえるような格好になると思いますので、玉城町としては、今ご利用の要支援1、2の方が、ご利用いただいているサービスについては、引き続きサービスを提供できるような格好で考えていきたいと考えております。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） 国のほうもサービスについては、検討されるはずということですが、市町村に移行ということなので、どんどんその検討されているものでも、町で面倒みてくれへんかというようなことも増えてくると思いますが、そのような懸念はもっておられますか、今のところで。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 現行で行っております地域支援事業の関係、この事業が今言いました新しい総合事業の中に、切り替わってくると聞いております。

ですので、特段支障が出ない格好になりますし、財源的にも問題ないという考え方はしております。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） わかりました。今のところ影響が出ないということなので、また影響が出た時に、この質問も引き続きさせていただきたいと思います。

続いて、3番目の明野自衛隊航空学校の飛行訓練についてを質問させていただきます。まず岐阜でオスプレイの展示が中止になったということもありますが、滋賀県でもオスプレイの飛行訓練などがありまして、町としても明野航空学校の練習場があるということもあり、そのような話が航空学校から出ていないかということをお聞きします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 航空学校からまったくそういうお話はきておりません。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） ちょっと質問の下地になることなので、ちょっとお聞かせいただきたいんですが、今のところ航空学校と町の練習場についての契約的なものは、何か文書であるのでしょうか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 以前もご覧をいただいたかわかりませんが、昭和50年に町と明野航空学校との中で、玉城町のヘリコプター訓練場使用に伴う協定書というのを交わしております。

このことをご承知いただいております方も、おありでございますけれども、昭和42年から8年、昭和50年までの間、町がこのことで大変混乱をしてきた歴史がございます。その歴史があつて、今日があるわけでありまして、二度とこういう混乱を招いた苦い経験を繰り返してはならないというのが、私の考え方でございます。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） 協定書なり契約がスタートしてから、もう40年たっていて、飛行機の性能などもあがってきているということもあり、またこの協定を改正しようとか、そういう話も出てきてはいませんか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 一部に高度の変更というのが、議会でも説明申し上げさせていた
だいています。最近のお話ですね。しかし、ご質問にございますように、オスプレイの
こと、これは明野航空学校はパイロットの養成の学校でございますもんですから、いろ
んな東日本の災害復旧救助に活躍をなされたということは、ご承知だと思いますけれど
も、まったくオスプレイのことは、今も岩国とか、いろんところで問題が生じておる
ということは、ご承知のとおりでございますし、またその住民の皆さん方の不安は解消
されておらないということでもありますから、こういうところで明野航空学校へ配備とい
うふうなことは、まったく想定はしておりませんし、町としてもまったく考えておらな
いというのが、今の現状の認識でございますし、また、学校との間において交わしてお
ります、それは当時の議会の皆さん方の、十分な協議の中で、町の方針として決定され
たものでありますから、それを今日にいたっても、あるいは今後においても、大きく変
更することなく、運用をしていただくと、こういうのが趣旨でございます。

そういうことで学校との間におきましては、今後におきましても対応していきたいと
思っています。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） 突拍子もない言い方でしたけど、オスプレイの飛行があるかどう
かというのは、話がもし出てきたとしても、住民説明なり、意見を求めることはしてい
ただけるということで、よろしいでしょうか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） その前に今、申し上げましたように、まったくそういうことは想
定しておりませんし、望んでおりません。以上です。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） 町長が想定していないということなので、この話自体、出てくる
ことはないとは思いますが、また出てきた時などに質問させていただきたいと思ひ
ます。これで、私の質問は3点、以上、終わらせていただきます。

○議長（風口 尚） 以上で、1番 中西友子さんの質問は終わりました。

次に、5番 中瀬信之君の質問を許します。

5番 中瀬信之君。

《5番 中瀬 信之 議員》

○5番（中瀬 信之） ただ今、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一
般質問をさせていただきます。

今回は、2点の質問をさせていただきます。1点目は、食品偽装表示に関わる行政の
役割について。2点目は、学力テストの学校別公表の解禁についてであります。

それでは、1点目の食品偽装表示に関わる行政の役割ということで、お伺いをいたし
ます。食品の偽装表示は、残念ながら全国各地で、過去に何回も今まで多く繰り返し行
われてきたということでもあります。これは消費者を完全に無視をした企業の儲け主義が

前面に出た、本来の日本人として、あるまじき行為ではないかと思っ

ています。今年起こった偽装は、有名ホテルやレストランなどで、メニューの偽装表示、三重県の米の卸を行って

おる、代表的な三瀧商事による米の産地表示や使用用途の偽装問題が、まだ新しい記憶の中にあると思っ

ております。過去に三重県が大きく全国に報道された赤福の偽装問題など、多くの企業は地域を代表する

ような大きな企業であります。このような悪質な偽装問題が、後を絶たないのは何故なのでしょう

か。食品偽装を行ったものは、地位も名誉もある立派な大人たちであります

が、何故このような事態が最近多く見受けられるのか。日本人の一人として今後の日本の姿が心配

であります。日本人の道徳心には、協力する、強調を重視する、互助の精神が根付いていて、思いやりと助け合

いが常識であり、真義、正しい道理を忠実に守るなどが、日本人の心として重視をされてきました。しかしながら、残念なことに今行われている食品の偽装問題は、自分だけが儲かれば良い、ばれなければ良いなどという、本当に身勝手な考えのもと、組織的に行われているのが本当に悪質で、道徳心などみじんもない行動であると思

います。私は日本人が日本人であるための本当の道徳心を持った、国民の基礎を育てる小学校、中学校教育は最も重要なことであるように思います。

我が町において、町長は学校教育現場において、どのような道徳教育を期待しているのか。まずは伺いをいたします。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 中瀬議員から食品偽装表示にかかる行政の役割ということで、その中で特に道徳教育についてのお尋ねをいただきました。議員のただ今の質問、発言の中にもございましたように、大人社会の規範が欠けておることがあるわけでございまして、当然その行動は子どもたちにも悪影響を及ぼす心配をしていかなければならないわけであり

たらしい、今の家庭環境を見ると、大家族制度というものはだんだん少なくなってきて、教えるのは親だけしかいないというような状況も多々あるかと思いますが、そういう中において、特に低学年から教える学校の教育というのは、非常に大事だと思っております。

基本的なことを根付かせるというのは、学校教育が非常に大事だと思いますが、教育長には、そういう中で教育現場でどういう指導を進めていけば、将来、今行っておるような、例えば一つは食品偽装というのは一つの問題だと思うのですが、大きくそういうことを子どもたちにきっちり教えていく、どういうスタンスで教えていきたいと考えておるのかお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 先ほど、町長から話がありましたように、やはり道德教育というのは、学校だけやなしにやっぱり家庭や地域全体が、やっぱり育てていかなければいけない。そして、それが日本人のいわゆる心となって、子どもたちの中へ根付いていくことになってくると思います。

ただ学校現場の道德としては、最近道德の教科が、道德は今まで授業の一駒としてあったんですけれども、評価も付けてやっていくという、いわゆる国語とか算数、数学の教科と同じように教科に特化して、それについての評価をしていこうかという動きも検討されているところであります、文科省のほうで。

子どもたちの中には、いわゆる道德教育が広がっていかないというのが、ある面、道德がある徳目の思いやりとか、それから協力とか、先ほど議員からもおっしゃられたけども、協力とか思いやりという言葉は、いわゆる徳目として子どもたちには、すんなり入っていくんですけれども、ところが実践的にいわゆる子どもの言葉として覚える中で、身に付きにくい、心の奥底に届きにくいというところがあります。

その中で、先日も有田小学校の研究発表会があったんですけれども、その中で新聞教材を基にして、子どもたちの話し合いが進められていました。それで、日本が平和でないとする子どもたちが、例えば某知事の賄賂をもらったとかいう金銭授受の問題を新聞の記事を取って、子どもたちが発表したり、それから、外国のいわゆる戦争の様子の記事を読んで、子どもたちネタ帳というのを作っておるんですけども、毎日新聞を読んで、そういう記事の重要性を確認しながら、その時間臨んでおったんですけども、その中で食品偽装の問題も出てきました、子どもたちから。

それでこんな悪いことが起こっている日本が、平和ではないという持論を展開しておりましたけれども、そういった点でやっぱり子どもたちに深化する意味で、実際に起こってくる社会の様子とか、そういうものを取り混ぜながら、身近ないわゆる事件として、子どもたちに考えさせてやったほうが、やはり心に腑に落ちてくるのかなと思っております。そういう実例を基にして、やっぱり道德というものを子どもたちの中で、討議させていくことの大事さがあると思っております。今後は、そういう形での道德教育の教

材、道徳教材の深化を図っていただくように、学校現場でも現在もうそういう取り組みをしておりますけども。

○議長（風口 尚） 教育長、すいません。マイクが入りにくいということですので。はい、お願いします。

○教育長（山口 典郎） そういった点で、道徳教材を実際に事件を基にして、新聞等の教材を基にして進めていくように、現在もやっておりますけども、今後そういうことで学校現場にも話をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 今回、食品偽装なのに何故、道徳問題から入ったかということもあると思うんです。実際に、はじめにも言いましたが、立派なその地域で、本来なら代表するような人が、こういう偽装問題を今までやってきたということが非常にあって、そういう大人全てではないと思うんですが、一人でも良いものは良い、悪いものはあかんというようなことが言えるような教育を、今、道徳教育というのが見直されて、また、そういうことをしなければならんと思っておりますので、そういうことを改めて一つの偽装ということを絡めて、本来の日本人の道徳心というものを、また根付かせていただきたいと思っております。

そういうことを基に、玉城町が色々と商品開発とか、そういうことに取り組んでおるといいます。産業振興課では色々なパンフレットも作りながら、玉城の商品のアピールとか、色々なことをしておるといいますが、そういう中で行政としてやるべきことも色々あるのと違うかなということをおもいますので質問をいたします。

玉城町がブランド化商品を進める上において、第5次総合計画の中にもうたわれているように、例えば一例として玉城豚は、玉城町の特産品ブランドとして定着をしております。更にこれらに続くブランド化商品の推進を行いたいということがうたわれております。

地域ブランドを行政として進めるには、その商品の特徴であるとか、内容とか、企画とか、言われるようなブランド化マニュアル的なものが本来あるべきではないかと考えております。今、玉城町ではどのような考えの基、ブランド化商品を管理しようと考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀） 現在まだ素案の段階ではございますが、玉城ブランド認定制度というものを検討しておる段階でございます。今の段階で申し上げますと、認定基準という中で、まずもって必須要件といたしまして、食品衛生法、商業法、特許法、著作権法、不正競争防止法、景品表示法という関係法規を遵守すること。

そして、また業界での製造基準、表示基準を満たす。公序良俗に反しないものというものを、まずは必須条件として、認定要件といたしましては、コンセプトなりまた独自性、主体性、信頼性、市場性、将来性の一定の基準を満たすものという基準をもってい

きたいと考えてございます。

それと、その基準の中での調査また検査ということも、規定をいたしておりまして、認定基準の内容調査、立入調査とか、認定製品の成分等の表示内容にかかる品質検査等につきましても調査、立入ということの規定にうたってございます。

そして、その認定を受けた方、事業者の責務といたしまして、各種規定を誠実に遵守するとともに、認定を受けた製品の品質、流通、販売等において、事故等の問題が生じたときには、認定を受けた事業者がその責任を負うものと。そして、発生時には事故と発生通知書により報告をしなければならないということもうたっており、更に認定表示の取扱基準というものを別途考えておるところでございます。

その中におきましては、事業者は認定品の品質等を保持し、消費者等の期待を裏切ってはならないという形で明文化をし、現在、素案の段階でありますけど、検討いたしておる内容でございます。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 今、課長が素案の段階と言われておりますが、玉城町のブランド化商品というのは、相当過去から出ているわけなんです。今の時期に、そういう素案が出てきているという理由を、まずお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀） 現在は色々な部分の中で、ブランドという表現を使っておりますが、今の段階では玉城町が正式な形でブランド認定という形はとっていないのが現状でございます。先の色々な質問の中での検討も踏まえまして、この玉城ブランドとして、やはりしっかりと町が認定をするべきじゃないかということを考え、今、素案の段階でありますけど、このような形で認定制度を設け、しっかりと町としてのPRをする前の段階で認定を決めていきたいと考えておる内容でございます。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 本来からいくと、玉城町が推奨する商品とか、そういうものを立ち上げる段階でなければならないと思いますが、最近、テレビ等で偽装問題が大変よく出たということを含めて出てきているんだと思いますが、これも公費でつくった玉城ブランドの商品でございますが、玉城カレーが誕生ということもあります。これを見ておると、玉城豚を使用するとか、色々細かいことが書いてあるんです。こういう段階で、こういう公表が例えばできるのに、まだ素案の段階だというのは、若干遅れておると思うんですが、この素案がきっちりした玉城町の商品開発規定とか、規則というんです。そういうのになるのは、いつ頃を目指して考えておるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀） ブランド認定という制度につきましては、今年度、制度を固めまして、今年度内に認定品というものを定めていきたいと考えております。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） ブランド化商品については、そういう基準でいいと思うんですが、質問のようになるんですが、玉城町のホームページの中にふるさと寄附金の報償品というものが出ています。例えば、それはブランド品ではないと思うんですが、玉城町の公式のホームページで報償品に使う商品であるとか、今は玉城カレーといいましたが、こういうたくさん去年ぐらいから作られて、町で玉城はこういうことをやっているよ。裏を見ると、玉城町とか書いてあるわけです。そういう中で、町外からも色々お客さんが来て、例えば商品を買われたり、そういうお店に入って食事をしたりすると思うんです。ブランド化商品について、1つの基準を持って認定をしていくということはいいと思うんですが、その他の例えば町がこういう広報等に載せて、町が玉城町として取扱う商品の1つの基準というものは、どう考えているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀） まずホームページの関係でいきますと、議員仰せのとおりふるさと応援寄附金の特産品のラインナップのほうに掲示をさせていただいております。これの特産品のリストにつきましては、今年度、年度当初の方で商工会を通じまして、公募の実施をさせていただきました。1事業者2品目までということで募集をしまして、現在6事業者、8品目、これに玉城弘法温泉の温泉券、そしてグスクのほうで米、新米関係がございましたので、これらを含めてセレクトという形でセットものを3品目、合計で現在は12品目を掲載をさせていただいております。

このふるさと応援寄附金につきましては、こういう特産品の効果もあり、非常に好評を得ておるといことであります。

昨年度、作成をいたしました、議員のほうも示していただきました、この『ぐるっと玉城』のこちらのほう、こちらの方につきましては、町内の全店舗の方に声掛けをさせていただきました。そして、その中で協力というのですか、掲載を了承いただいた店舗を全て掲載をさせていただいたところがございます。

そしてまた、サニーロードの関係のものとか、こういうふうな、これは『ふらっと玉城』という、これも昨年度つくらせてもらったものですが、この中でも、玉城のうまいものが買いたいとかいうページもございまして、この中ではやはり消費者の皆さん方の人気の高い、また特徴のある商品を選定いたしまして、『ふらっと玉城』の方につきましては14品目、10店舗の紹介をさせていただいております。

これらにつきましても、この作成をいたしました出版社のほうにおきまして、地域コミュニケーターを作っております雑誌社でございますので、消費者のほうのリサーチ等も行いながら、先ほど申し上げました人気の高い、また特徴のある商品を選定いたしておるような内容でございます。以上でございます。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 今回の質問の中身として、偽装問題ということで聞いておるわけ

ですが、町がこういう冊子というものを作りながら、ホームページでも商品を掲載しながら、例えば製造業者であったり、そういうところからきっちりした例えば一定の基準を示したものを、行政としてまとめておく必要があるのと違うかということで、色々聞いておるわけです。

ブランド化商品というのは、きっちり決まりがあって、どこの何を使って、どういう作り方をして、商品を作るということもあると思うのですが、一般的にいろんな偽装については、各個別の企業や商店が独自の判断の基に、いろいろな偽装が行われているわけです。そういう中において、例えば行政が取り扱う商品については、ある一定の規格の規定、規格というのですか、そういう基に商品を選定するとかいうこともしなければならぬのと違うかなと思っております。

今の段階では商品を取り扱ってほしい商品を、各業者が出せば、そのままそれが認定になると思うのですが、その辺をきっちりと行政のほうとして、商品選定をしていくという考え方をお伺いしたいと思うのですが。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀） 当然事業者の皆さん方には、品質の保持なり、消費者への裏切り行為は絶対あってはならないことも含めまして、今後も事業者の方には徹底した品質管理等も含めて、ご協力をいただくような形でお願いをし、また選定にあたりましては、双方協議の中で専門家も入れたような形で、調整を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） そうすると各業者と行政の担当ということは、定期的にいろんな商品のことについて話し合いをもっていくということによろしいですか。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀） ご紹介をいただきました、このカレープロジェクトにつきましても、当然内容の部分も含めて、各商店、事業者さんと、そしてまた、私ども、それと委託業者のほうで吟味をしながら調整を図っておるところでございますし、また、内容等につきましても、品質保持につきましても、徹底を図っていきたいと思っておりますし、今後におきましても、このカレープロジェクトにつきましても、更に町内の店舗を増やしていきたいという考え方をもっておりますので、それらも含めて事業所の方と話を進めたいと考えております。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 玉城町として商品を提案していくわけですから、そういう内容についてきっちりとしていただきたいという思いがあります。

それと、表示義務については、例えば違反したときの罰則規定であったり、消費者の皆さん方にどのように公表していくんだということも、考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀） こちらの食品偽装の部分につきましては、法律で申し上げますと、不当景品類及び不当表示防止法という法律がございまして、俗に景品表示法というものですけど、この法律の定めの中なかで、不当な表示というような部分でうたっている部分がございます。これにつきましても、違反行為の事業者の法的処分というものはありません。しかし取り止め、指示、措置命令という形の条文になっておるところでございます。

このような食品の問題が生じてから、県におきましても 11 月に表示に関する担当者会議が開かれまして、やはり行政として事業者のほうに、しっかりと景品表示法を理解をしてもらうような形で進めるということで、リーフレットも増刷をしながら、事業所のほうに徹底を図るという形で進めさせていただいております。

町のブランド認定の部分につきましては、先の答弁をさせていただいたような形で、事故の発生の報告、調査、検査、認定の取消というものは、そしてまた事業者の責務はうたっておりますけども、罰則規定というところまでは現段階では、法にも合わせるような形で考えていないところでございます。

しかし、やはりこのような食品の表示問題というのは、大きな問題でもございます。ですので、広報の1月号のころにも、消費者問題のところでも食品表示ということ、消費生活相談の中なかで若干触れさせていただいて、そういう消費者の皆さんがしっかり目を届かせる必要性がありますよということも、広報をさせていただく予定にいたしております。また、この食材の不適切な表示の問題だけではなく、消費者の問題といたしまして、玉城町におきましては専門員を消費者相談窓口として、週一回窓口の開設をいたしておりますし、また啓発といたしましては、広報紙、ケーブルテレビを通じて実施をさせていただいております。

問題が発生した事案が発生したときにつきましては、速やかに国にございます消費者庁のほうに報告をするとともに、それらの国また県を通じた形での情報提供を、住民の皆さん方への情報提供を図るというような形で、進めておるところでございます。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 商品の開発をする上において、法令の順守というのは絶対必要なことだと思います。町内業者においても、そういうことが徹底されるように、定期的な打ち合わせ等において指導をお願いしたいと思います。

それと、戻るかわかりませんが、ブランド化商品については、今年度中に整理をされて、1点基準書ができると思うのですが、例えば広報紙であったり、ホームページに掲載の商品については、品目であったり、その内容、例えば玉城産の何を使っているということが、わかっておるものについては、一覧表とかそういうもので、きちっと示せるようなことを考えおつもりはありますか。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間宏紀君。

○産業振興課長（田間 宏紀） 議員仰せのとおり、やはり消費者に疑いのもたれないような形というのは大切だと思っておりますので、適切に全てにおいて表示をするように検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） それでは、今、世間を色々騒がせた、この偽装問題について、玉城町としてはいろんな規定とか、そういうのを作りながら、一つひとつ業者の皆さん方と消費者の間に立って、行政としてしっかりとつないでいていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

それでは、2点目の質問ですが、先般、文科省のほうで11月29日ですか、新聞紙上に出ておりました、学力テストの来年度の実施要領ということで、今までは公表していなかったということですが、市町村の教育委員会の判断で、学校別の表示、公表というのですか、そういうものが可能にしたと書かれておりますが、この発表を受けて教育委員会として、どういう考えをもたれておるのかお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 今まで学力テストというものについては、かつて学力テストが一般化され学校現場で行われていた時代に、かなり競争心をあおるということで、各都道府県別、市町、それから学校別の学力に対する競争心があったということで、かなりの多くの反対運動が起こってきた経過があります。そういったことから、いわゆる文科省は今回の学力調査がずっと1年、最近されてきておるわけではありますが、その懸念に配して今までのような競争心をあおるのやなしに、指導に行かすということを中心にした、いわゆる学力調査というのを、やっぱり進めていくということで、今まであったところです。

ところが、今回、都道府県の知事さんが一部優秀校を公表したり、それから、市町、学校の公表をするのだということで、都道府県の首長さんが積極的な姿勢で、そういうことに臨んできたので、いわゆるその抵抗というか、それがあって、文科省が今回、実施要項の見直しをして、公表ができるということにしたというだと思っております。ただ我々としては、そういう点では指導に活かすという点は、前とは変わりませんので、そういった点からの指導に活かすという今までの踏襲を中心にして、私どもは踏んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 実際にこういう文科省の方針を受けて、玉城町、県も色々あると思うのですが、玉城町としては教育委員会の皆さん、何名か見えると思うのですが、このことについて話し合いとかそういうことをされたと思うのですが、どういうことの議論の結果になったのか、お願いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○**教育長（山口 典郎）** 今回いわゆる都道府県別での公表はされております。それで、新たに市町学校別の公表を各教育委員会でできるということになっております。ただ、先ほどから言わせていただくように、今回の調査というものが、指導に活かすという点からの教育委員さん方の今まで施行してきた、実施してきた経過もあって、そういう点では教育委員さんも、今までの点数でいわゆる学校を格付けするのではなしに、やっぱり子どもたちが、こんなところが間違っていた。こんなところを直していこうというところに、やっぱり主眼をおいてやっていただきたいというお話は聞かせていただいております。以上です。

○**議長（風口 尚）** 5番 中瀬信之君。

○**5番（中瀬 信之）** そうすると玉城町の教育委員会は、教育委員の皆さん方と話をし、現状のような形で公表をせずはいこうかという考えになったということですね。

○**議長（風口 尚）** 教育長 山口典郎君。

○**教育長（山口 典郎）** 今のところ昨年まで続けてきた中で、新しい状況がまた変わってくれば公表はできるという段にはなりましたけども、そういったいわゆる新しい段階にはなりましたけれども、今のところそういうふうなことで、実は玉城町は結果をみた経過で、いわゆる結果の学力の傾向と今後の指導を、保護者の方に文章で出しております。

それで、こんなところが、例えば玉城中学校は強かったよ、こんなところが弱かったので、家庭でもこんなところが、家庭学習が不足しているのでご協力をいうことでの保護者への文章も配布おりますので、そういった点で改善につながっていくメリットということで、今の段階としては、そういうものを継続していただけたらどうかということでの話し合いがされています。

それから、もう一つ実はアンケート調査につきまして、公表についてのアンケート調査は公表については都道府県知事だけが賛成で、後の都道府県の県の教育委員会、それから市町村の教育委員会も反対の立場を多くはとっています。これは文科省の調査です。ちょっと詳しく話をさせてもらいますと、文科省の今回の公表に向けてのアンケートが並行してとられたのです。その時に都道府県知事が40%、この公表には賛成、反対が24%でした。

ですから、賛成が多かったのです、都道府県知事は。それに対して都道府県の教育委員会は、反対が43%、賛成が40%でした。ですから反対が多い。保護者の方も反対が52%、賛成が45%でした。ですから、これも反対が多かったです。

それから、市町村長、首長さんです。市町の首長さんは反対が62%、賛成が34%でした。それから、市町教育委員会は反対が79%、賛成が34%です。

それから、学校は反対が78%、賛成が20%で、全体的な反対の立場が多かったのですけれども、文科省が今回そういうふうな形で公表に踏み切ったという経過がありますので、私どもとしてはアンケートも取られた中で、我々の意見も通らんだのかなという

ことがありまして、首長さんの都道府県知事さんの首長さんの意見が多く意見として、そちらの方へ流れて言ったのかなということで残念に思っておりますので、私どもとしてはそういう今までの指導に活かすという方法を中心にして、今後は今の時点ではやっていきたいと思っております。

ただ、他の意見とかいろんな状況が新に出て来た場合なら、検討はさせていただくことはあると思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 今、教育長が言われた数字、こういう新聞に出ておると思うんですが、その中において反対、賛成ということがあって、どちらがいいということはなかなか言えないと思うのです。そういう中で、これを見ておると、保護者といわれるところが結構僕はウェートが大きいのと違うかな思うのですが、保護者については45%の52%ということで、ほぼ半々という数字が出ておるんですね。

保護者にとっては、きっちりと公表してほしいという人も、約半分いる。公表したらあかんという人も半分ということなので、どちらともなかなかいかんと思うんですが、いろんな各地であったり、いろんなところの教育委員会とまたは話をした上で、将来的にはどうしようかということを決めればよいとは思いますが、そういう一つの判断として保護者の考えということが、ある程度重要かなとは思っております。

教育長の話に基づき、町長に何うわけですが、三重県知事は学習方法などの改善につながるメリットを受け止めて、積極的にやってほしいと、公表に対して前向きな発言をされておるといふふうには新聞に出ておるのですが、こういう知事の意見を踏まえて、市町、玉城町としては知事から投げかけられておるわけですね。私はこう思っておるけれど、各市町の首長さんはどう思われておるのやろかということをおっしゃって、そういうことを含めて町長の考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議員からの質問、そして、教育長からの答弁もあります。そして、それぞれのところでのアンケートの結果もあって、色々な意見があるということの状況であります。

三重県知事は発言として市町教育委員会の判断を尊重すべきであるけれども、基本的には公表が望ましいと、公表による序列化の懸念を完全否定はしないが、今後の対策につなげるメリットの方が大きいと、こういうことも話しておるということは事実でありますけれども、やはり市町教育委員会の判断を尊重すること、そして序列化の懸念も知事としても認識をしておるわけでありまして、そんな中でやはり国や県と、そして、市町、直接住民の保護者の皆さん方が関わる地方公共団体というのは、立場が違うわけでありまして、やはり、この取り組みにつきましては、慎重に対応していく必要があると思っております。

具体的に申し上げますと、やはりそういうランク付けにより影響はどう発生していく

のかということも想定しないままに、軽々にこのことを論ずる議論するわけにいかんと思っています。町内4校小学校がありますけれども、仮に学校でそういうランクが付けられたら、子どもたちにどういう影響があるか、保護者にどういう影響が生まれるのか、そんなことは当然わかる話でありますから、私はもつともつと慎重にこういうことは議論していかなきゃならんと思っておる次第でございます。

そして、学力はやはりいろんな専門の方のご意見もありますように、テストは学力の特定の一部にすぎないのだと、こういうことであります。先程のお話のように、子どもたちの人間性をやはり育てていくということの中では、勿論道徳も必要でありますし、忍耐力も必要であります。ただその学力だけを持って判断する。そして、しかもそういうことでランク付けしていくということの後々の影響を慎重にやはり考えていって、判断をしていかなければならんと思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 今、町長言われたように、国の考えとか、県の考えというのは直接住民と接している市町の考えとはほど遠いところがあるというようなことを、町長言われておりますが、先ほど教育長もいろんなアンケートを取るといことを言われておりますが、そういう中で全国的に見るとほぼ半々というような結果が出ておると思うんです。そういう中において、玉城町とか三重県の各市町 29 あるわけですが、公表した方がいいと、例えば保護者アンケートを取ったら、そういう方向に流れるところもあるかと思うんです。玉城町もそういう保護者の考え方といことを、ある程度考えて、町長は判断されるかだけ、お伺いをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 当然のことながら、こういうことが進展してくれば、教育委員会あるいは保護者の皆さん方と十分話し合いをして、先生方と十分話し合いをして、最終判断をすればいいと思っておりますけれども、今の私の現段階の考え方といたしましては、直接住民の皆さん方と接する地方公共団体、現場にありまして、後々の問題を十分想定できるわけですから、そういうことで子どもたちに与える影響、子どもたちにやはり自尊心を養っていかなければならんといことが、一番重要であるわけありますから、自分とこの学校が少しランクが低いのかといことで、やはりマイナスのイメージ、そして保護者やその地域の皆さん方にも、何か劣等感を抱くようなことにならないようにしていかななくてはいかんのではないかと、こんなふうに思っています。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 今の話少し聞いておりますと、いろんな人の考えとか、意見を聞いて判断をするというのではなくて、辻村町長はこのことは公表したくないのかといことが、どうも受け止められるのですが、そういうことでよろしいのですか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） そういうふうに理解していただいて結構です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） このことについては、今の玉城町の町長であったり、教育長がどういうふうな考えを持たれておるのか。教育長としては教育委員会の皆さんと話をされた結果をお伺いしたと。町長については、自分の考えを聞いたというところで、私の方は受け止めたいと思っております。以上で終わります。

○議長（風口 尚） 以上で、中瀬信之君の質問は終わりました。

一般質問の途中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（午後2時02分 休憩）

（午後2時10分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、3番 坪井信義君の質問を許します。

3番 坪井信義君。

《3番 坪井 信義 議員》

○3番（坪井 信義） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に基づき一般質問をさせていただきます。長年、反対側の席に座っておりましたので、今回はじめてこちらの席から質問させていただくということで、いささか戸惑いを感じつつ緊張をしておりますので、よろしく願いいたします。

最後の質問者となりましたので、先の質問者の事項と関連する事柄があると思いますが、ご了承をいただきたいと思っております。辻村町長は、残り3カ月で2期8年に亘り、玉城町政推進に取り組んでこられたのでありますが、私も1期4年は副町長としてともに仕事をさせていただきました。そんな中で、幾つかの取り組みがありますが、今回の質問事項1番に取り上げました、病児病後保育の取り組みについてお聞かせをいただきたいと思っております。

このことにつきましては、町長も同行され今年の7月29日から30日、長野県の上田市の方に教育民生常任委員会の行政視察ということで、現地で研修を行いました。その中で、具体的にやっておられる実情をつぶさにお聞かせをいただきました。玉城町の実情、そしてまた今後の取り組みということで、色々研修をしてきたわけではありますが、町長は常々福祉のまちづくりの一貫として、安心して産み育てられる環境整備に努められ、子育て推進の町を提唱してこられました。

全国的に少子高齢化が進む中で、若い方々が定住して子育てに取り組まれる状況は、町の活性化につながるものだと考えております。そのための子育て支援対策事業は、それなりに充実しているものと評価をいたしますが、なお一層きめ細かいサポートが必要です。病児病後保育は、現在、伊勢市の神田小児科さんへ、病児保育エンジェルとして、病気のため集団保育が困難で、家庭でも保育することができないお子さんを、一次的に預ける施設として委託がされております。

状況としては、平成23年度においては児童数49名、延べ日数134日、平成24年度で

は児童数 31 名、延べ日数 60 日の利用実績があったと聞いております。若干の減少傾向になっておるかと思えます。そんな中で対象の子どもさんをお持ちの若いお母さん方と話をしておりますと、やはり伊勢市でなく玉城町内で運営していただければ、もっと利用したいという声がありました。このことは、従前、私が副町長のときにプロジェクトチーム的に検討した状況のなかでも声としてございました。

確かに実情を考えますと、勤務先の位置関係、そういったもののなかで、朝の出勤前の慌ただしい時間帯で、伊勢市まで連れていかなければならない現状は大変だと思えます。そういったことを踏まえまして、私は町内における玉城病院を軸として、施設活用を図り運営できないか。またその方策について、町長のお考えをお聞きしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（風口 尚） 3 番 坪井信義君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 坪井議員から、まずは病児病後保育の取り組みについてのご質問をいただきました。坪井議員には、現職時代にこのことについて、十分見識をもたれて、識見をもたれて、そして先般も私も同行させていただきましたけれども、上田市のほうへも視察に行っていたということでもあります。

まったく国としても、あるいは玉城町としても、これから先を考えた場合には、より核家族化が進展するであろう。したがって、少子化対策、女性が働きやすい環境づくりというのは、これからも大変重要な施策、課題ではないかという認識をしております。現状の平成 23 年度、24 年度のお子さんの利用状況についても説明もいただきました。現在は伊勢の神田小児科さん、仰せのとおりであります。

そして、広域利用といたしまして、度会町と玉城町とも、伊勢市さんの病児保育エンジェルさんのところで利用をさせていただいておるとというのが現状でございます。町立病院でのやはり保護者の要望等、勤務の利便性等も考えて運営できないかということのご質問でございます。直ぐにできますというわけにはまいらんわけですけれども、そのことは十分ご承知をいただきたいと思えますが、特に当然のことながら人材、人の確保、あるいは費用というものも十分検討をしながら、更にこれからの傾向がどういう傾向になるのかというところも確かめながら、これからの検討課題にさせていただいたらどうかと、こんなふうに思っています。以上でございます。

○議長（風口 尚） 3 番 坪井信義君。

○3 番（坪井 信義） 早急に取り組みをとということではございませんので、先の議員さんの質問の中で、町長、3 月の町長選挙におきましても、3 期めざして立候補されるということではございましたので、その意向も踏まえて、公約的にこれを 3 期目の中で実現をしていくということも入れていただきたいという意味合いで、お聞きもしますしお願ひもさせていただいておるわけです。

ただ条件的には町立病院という施設もございますし、また町内には小児科専門医さん

が開業されておるといふことをごさいますから、当然、玉城病院のドクターは小児科専門ではごさいますから、やはり小児科の専門医さんが必要だとも思います。対象となる子どもさんが、2歳、3歳といふことですので、一般的な内科さんのドクターよりは小児科の先生の協力が不可欠だと思います。したがって、実施をするといふことであれば、その小児科先生との協議、そして、町長も言われましたスタッフの問題ですけれども、このことについては幸い玉城病院でやるといふことになれば、玉城病院にそれなりの看護師も在籍しております。

ただ、特別にといふわけではごさいますので、新たに抜刀的に看護師を新規採用をしなければならぬといふ状況は理解もしておりますし、看護師だけではなくて、幾ら病児といえども保育といふ現場でごさいますから、保育士の必要性も出てきますので、一般的に考えれば保育士1名、看護師1名といふ体制で、そして何か子どもの状態がといふことになれば、緊急的には玉城病院の常勤の医師がまず見て、そして、かかりつけの小児科医さんに訪問してもらうといふことも必要になってくると思いますので、当然具体的な方策、実施といふことになれば、それらの関係の特にドクターのまず了解が必要といふことになってきますので、時間がかかるといふことをごさいます。そのことを十分承知のうえで、今後進めていただきたいと思っておりますので、今一步、早急には取り組みが難しいといふことをごさいましたけど、町長3期目の立候補の意思に基づきながら、今後の取り組みをいま一度お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 申し上げますように、大変これからの社会の中で、病児保育施設、働くお母さん方の支援の体制といふのは、これは重要な課題になってくると認識をしております。

現在もそれぞれの上田市ほかいろいろなところでの運営がなされておる実態もあるわけでありましてけれども、今の段階ではかなりの約7割の施設で赤字の状況であるといふことも調査としてあるわけでありましてけれども、やはり町としてのどれだけの負担ができるのか。あるいは今の人材の確保はできるのか。あるいは中には訪問して、病児のお子さんのところへお伺いをして面倒を看させてもらうとかいふところのシステムも踏んでおるところもあるようでありましてけれども、いろいろなところ今後研究をさせていただきますと思っております。

これからも国の中でもこういうことに関する、今も補助制度はあるわけでありまして、更に国として、それぞれの地域の成長あるいは持続発展を考えていく上では、どうしても働くお母さん方の支援という体制が、核家族の中では必要になってくるといふのは、これは必須であると思っておりますので、そういった点で町といたしましても、今後いろんな部分で研究をしてまいりたいと思っております。

○議長（風口 尚） 3番 坪井信義君。

○3番（坪井 信義） このことは冒頭にも申し上げましたが、若い世代の方、玉城町に

転入される、それにはいろんな玉城町としての条件というのがあって、それを皆さんが判断されて、福祉の充実した町、あるいは教育関係の環境が優れているといった状況も幾つかあろうかと思えます。その中の一つとして、この病児病後保育というようなことも、やはり充実をさせていく必要があるという認識から質問させていただいたところでもございました。

したがって、若い人たちがそういった形で転入をされ、玉城町で安心して子育てができるということになりますと、冒頭申し上げましたように、町の活性化につながるものだと思いますので、現在のところはまだ人口の増える町でもありますし、子どもさんの数も他の市町と比べましても、減少傾向ということではございませんが、それももう数年後には伸びが鈍ってきて、あるいはまた減少という状況が生まれつつあります。

そういった中で、きめ細かい支援をどのように立てていくのかというのは、福祉対策の子育て支援という意味合いにおいて、重要な施策と考えますので、何度も申し上げますけども、3期目の立候補にあたりましては、そういった面のことも十分に配慮されて、充実をいただくようお願いをして、この項の質問は終わります。

ここで現状の委託の中で、対象年齢が小学校3年生まで引き上げることができないかというのも付けてございましたけど、これは私の認識不足で現在もう小学校3年までやっておりますので、削除させていただきます。

それから、2番目の小中一貫校制度の導入についてでございます。このことに着きましては教育改革との関連性も含めまして、一貫教育としての取り組みを教育長にお伺いをします。

政府の教育再生実行会議が6・3制を見直す学生改革の議論を求めるなど、旧来の教育制度が根本から新に検討される社会状況となってきております。そうした中で、小中学校の円滑な接続をめざし、9年間を通じたカリキュラムで教育する公立の小中一貫校が急増しており、今年の春までに全国で100校が開校していると、先日の朝日新聞の記事にございました。

このことは、国により制度化されていないため、自治体ごとに定義や呼び方も様々なようであります。条件的には、小中の敷地が同じである。2番目としては、9年間を見通したカリキュラムを持つことということが、一体化運営の条件であると一般的に言われております。そして、一貫教育を進める目的としては、学力向上、中1ギャップの解消、小中が核となって地域とともにある学校づくりを進める。教職員の指導力の向上といったことが、既に導入された100校へのアンケートの回答という形で寄せられています。

また、違った観点からは地方分権の流れも影響があると思われれます。市町村の教育改革として注目されているところでもあります。玉城町において、早急に導入の準備をというわけではございませんが、やはり新しい時代の流れでもございますので、今後の対応、考え方について、教育長の所見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） この小中一貫教育につきましては、実は6・3制、最近安倍内閣から6・3制の見直しということも言われておって、教育改革の新たな一つの方向性ということも言われておるんですけれども、ただ今までの学区制に対する様々な課題が起こってきて、それへの対応の仕方の中で、小中一貫制が素晴らしいものではないか。それに対する対応策として言われてきておるわけです。

それで、元々教育環境が15年ぐらい前から、かなり変わってきてまして、例えば10年ぐらい前や20年ぐらいの想像していただいたら、皆さん方お子さんを見たときに、ゲームをやっている子どもたちが多くなってきたということは、気になったと思っております。ゲームとか自分の個の遊びと言うのが、非常に増えてきた時代が、この20年、10数年前、20年前から多くなってきたんですけども、その中でコミュニケーションが子どもたちの中で取りにくくなったということが、大きな問題ではないかと思っております。

昔は皆さん方の議員さんらの若いころは、子どもたちがどこかへ一緒に遊びに行つて、合同の遊びをした思い出があると思うんですけど、その中でやっぱりコミュニケーションをとってきたということがあります。ところが、遊びとか教育内容もかなり変わってきてまして、子どもたちの教育環境も変わってきました。少子化も一因です。それからさっきの個に対する個の遊びというのが増えてきた。コミュニケーション不足もあります。

それから、情報化とか、それから地域のコミュニティーの弱体化もあって、そういう中でやっぱり子どもたちが育っていくのに、すくすくといわゆるそのまま昔のように支えあっていく教育ではなしに、個々がそれぞれ問題を抱えた中で、なかなかいわゆる解決をすることが難しくなってきた状況があると思っております。そういう点では、やっぱり子どもたちをしっかりと見据えて育てていくために、複数の学校間でのいわゆる連携の仕方というのが大事になってきて、いわゆる先ほど言われたような小中一貫教育というものが叫ばれるということになってきました。

それで、特に小中一貫だけやなしに、学校間の連携は先ほど北川議員からのご質問にありましたように、幼少、保小、保育所と小学校、幼稚園と小学校のような連結の部分で、やはり先ほど言わせてもらったように、個のいわゆるそれぞれの主張が強くなってきますので、集団の中でどう育てていくかということ、やっぱり研究していかなければいけないということで、保小、幼小、それから小中、それから中高というふうな連結の部分で研究をしていく必要性がなされていったわけです。

その中で、特に坪井議員ご指摘の中でのいわゆる小中の連携というのが、非常に大きな問題となってきたのが、いわゆるご指摘にあったように、小学校から中学校へ上がる段階での小中の、中1ギャップというものが指摘されました。調査によりますと授業の理解度、それから学校の楽しさ、教科の活動の時間や好き嫌いというものが、やっぱり学校のいわゆる小学校は教科担任制ではなしに、担任の先生が一つの授業を教えていきます。ところが中学校になると教科の先生が、入れ代わり立ち代わり、いろんな

先生で教えていくということで、小学校から中学校へ行く段階での戸惑いが出てきたということがあげられます。

そういう点では問題化してきまして、学習上の悩みとか、勉強の仕方がわからないとか、勉強がわからなくなったら暴力行為に走ったり、それからいじめとか不登校の生徒が増えていったということで、中学校1年生では、そういう中1ギャップというのが増えてきたということが上げられています。そういう点では、接続の問題が非常に大事ということで、今、小中学校のほうでも言われて対応を何とかしていこうかということで、学校での連携ということが非常に大きくなって、全国で100校近い指定を受けながら、文科省が今、研究をしている段階の一つです。

今後またもう少し話があるのであれば、学校、玉城町の様子も話していきたいと思っています。ただ問題点としては、そういう問題点があるということでご承知おきいただきたいと思っています。

○議長（風口 尚） 3番 坪井信義君。

○3番（坪井 信義） 教育長から答弁いただきましたけど、その実施しておる100校のアンケートの回答の中で、トップが90校の回答が、中1ギャップの解消ということで、まさに教育長の方から答弁がございましたので、よく認識をいただいております。そういうことを考えますと、やはりメリットとしては非常に大きなものがあると私も認識をしております。

ただそれと問題と、既に開校したところの経緯を細かく分析していくと、学校の統廃合と関連する地域も非常に多いと。玉城町の場合は、そういったことがございませんけれども、近隣ですと度会町さんがしかりですけども、小学校が一つになったりとかいうような条件もありますので、現状、玉城町をみますと、近い将来にもそういった状況が生まれてくるというのは、ちょっと現時点では想定できないということもございます。

ですから、それとは別に切り離してやろうということですので、私が教育長にお尋ねしたのは、やはり今、色々な形で教育改革というのが言われておる、さっき冒頭に申し上げましたけども、6・3制についてのことも国レベルで論じられてくる時代になりました。したがって、町の教育委員会でも何らかの形で、やっぱり現状のままがいいということではなしに、旧来の中で新たな取り組みといいますか、改革すべきところは改革していく必要があると思いますので、このことはやっぱりまだ国も推進しておきながら、冒頭に申し上げましたように、定義化したものがないということですので、本来でしたら国がそういう具体的な指針を示したなかでやっていくということでもありますが、ただ教育に関しましては、やはり市町の教育方針というものが、他の議員さんも盛んに教育委員会のことを、別の角度で教育長に質問されておりますけども、私も若干見識は違いますけれども、やはり町の方の教育ということについては、やっぱり町の教育委員会で具体的なことを決めて、新たに取り組みをしてもらう必要があるんじゃないかということも踏まえて、一つの方策として小中一貫についてのお考えをお聞かせいただ

きたいということでございますので、もう一度コメントがありましたら、お願いします。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 実は文科省の戸惑いが、やはりあるんです。これは中高一貫と
いいながらも、各地域によって課題が異なってくるのです。それでの対応が、やっぱり
こないいわゆる課題については、こういう対応をしたらいいということで、それぞれの
課題に対する解決がバラバラで、それで地域ごとの解決の解消のためにやっておる活動
が、いわゆる中高一貫といいましても、かなり違ってきているということが上げられる
と思っています。それで、それぞれの地域にあった課題を解決する学校であつたらいい
かなと思っています。

それから、先ほど議員ご指摘のように、小中一貫教育というのは併設型と、それから
連携型というのがあります。それで、併設型というのはやはり先ほどのご意見の中にも
あつたように、統廃合でいわゆる学校がなくなって余裕があるというときには、やはり
その大きな中学校の校舎を借りて、小学校も中学校も入ってというメリットがあつたの
やないかと思っています。そういう点では、小中一貫が一つの今、僻地対策の過疎に対
する対応の方策にもなっている点が、教育課題が違うという点での対応策かなと思っ
ています。

それで、玉城町でできることであれば、やはり小中一貫でも併設型やなしに、連携型
かなとは思ふのです。ところが現在のところ中学校1、小学校が4つあります。そんな
ときに中学校と1小学校が連携をしたときに、他の三つの小学校とのバランスが悪くな
っていく。中学校へ上がったときに、連携しておる学校、小学校と中学校はいいわけ
ですけども、三つの小学校が悪くなっていく状況が、置いてけぼりになっていくとい
う問題があります。

そこで私も昨年度、一昨年度ぐらいからちょっと小中連携を模索したような活動に
取り組んできております。そういう一つにやっぱり四つの小学校が協働しまして、中
学校と歩調を合わせていくことができないかということで、先生方が例えば授業を見合
いして、小学校の先生が中学校の授業を見たり、中学校の先生が小学校の授業を見たり
ということで、先生方の研修は前々からやっておったわけですけども、それを活発化
しております。

それで校内研修は全部の先生方が、町内では全部開放しておりますので、先生方は自
由に見ることができるようにしています。それから、小中学校9年間を通して人間性、
社会性、学力をどういう形で付けるということ、一つのいわゆる目標、方向性を持た
せて、方針を基にして、保護者にもちゃんと文書を、そういうふうな玉城町は小中一貫
で、小中連携でこういう子どもたちを目指しているのやという、それから授業の時には、
こういうことで共通して学校はどこでも、ベルが鳴ったらベル着をするようにしましょ
うという生活指導上、それから学習上の決まりを自分たちが作って、保護者にもご協力
してもらおうようにしてきております。

そういった点で規範意識も、それから学習も同じような形で進めようと、町内全部揃えていこうということで、先生方が月一回ずつ集まって話し合いも持っておりますし、それから教科で例えば算数や国語、色々な教科のなかで算数を例題にとると、小学校ではここまで勉強して、小学校でここまで勉強したんだから、中学校ではここから勉強させようということで、小学校できちっとここまでやって、それで中学校はその小学校で重複するところはないという一つのカリキュラムを、学校で教科のほうで作っていただいておりますので、またそういう点でのお互いに一部教育過程を連携したり、それから生活指導を連携したり、それから勿論入学段階でも話し合いを持っておりますし、研修でもそういう点での連携をするということで、今のところそういう各4小学校と1中学校での、できるまでのところの連携の仕方を一部模索して、更に今後まだずっと続けておりますので、連携がここまでしていきたいということも出てくると思いますので、またその都度お話しができることもあるかなとは思っていますけれども、今のところ生活指導や、それから学習内容、それから先生方の研修で、小中一貫の連携の仕方を模索しているということでお話をさせていただきました。以上です。

○議長（風口 尚） 3番 坪井信義君。

○3番（坪井 信義） 玉城町は従来から周囲の地域から教育環境、いわゆる教育の進んだ町という評価をいただいております。このことは町長、教育長も私と同年代でございますから、よくご承知をいただいておりますかと思っております。したがって、何度も申し上げておりますけれども、今の時代現状のままではなく、新たな教育改革ということが叫ばれておりますので、そのことにつきましては時代に乗り遅れないという失礼になるかわかりませんが、先端をいくようないろんな教育改革に取り組んでいただきたい。そういった中で一つ新聞報道等で目にしましたので、小中の一貫ということでお聞きをしました。

ですから、一般質問の議題としてはそれですけど、今、教育長もトータル的に回答をいただきましたので、私の方もそれらに含めて今後の教育委員会の方針については、新たなものへのチャレンジということで、積極的に取り組んでいただいて、また議会の方にも提案いただいて、理解も共にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上で、質問を終わります。

○議長（風口 尚） 以上で、3番 坪井信義君の質問は終わりました。

閉議の宣告

これにて本日の日程は全て終了いたしました。

明日 17 日は、午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦労さまでした。

（午後 2時44分 散会）